

【論文 12】

阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承

岩井 昌悟

- 【0】はじめに 115
- 【1】阿難が釈尊の侍者を務めた期間に関する原始仏教聖典資料 118
- 【2】アッタカターなどに見られる阿難以外の侍者伝承 118
- 【3】阿難以外の侍者が登場する原始仏教聖典資料 124
- 【4】まとめ 145

【0】はじめに

〔0〕原始仏教聖典に記されている釈尊の生涯に関する資料にもとづいて釈尊伝の再構成を試みるわれわれの研究において、釈尊が成道後第何年に何処で雨安居を過ごしたかを知ることが、編年史的に釈尊伝を書く上でどうしても必要である。そこで注目されるのは *AN.-A.* や *Buddhavamsa-A.* といったパーリ聖典の註釈書（アッタカター）や漢訳の『僧伽羅刹所集経』といった文献に記されている、釈尊の45回の雨安居の地点とその年次を伝える「雨安居地伝承」である。しかしながらこの雨安居地伝承は原始仏教聖典文献にはなく、残念ながら後世に成立した文献に含まれるものであって、この伝承が信頼するに足るかどうかにについては未だ確定されていない。釈尊の全生涯にわたって年次順に何らかの事績を示す史料がこれ以外に残されていないので、その信頼性が確認されないまま、止むを得ず用いられているというのが現状である。

そこでこの伝承の資料的価値の確定のために、われわれはまずこの伝承が原始仏教聖典中に記される「その時、釈尊は某処で大比丘衆とともに雨安居を過ごされていた」といった形で表現される記事がこの伝承の根拠になっているものと予想して、「モノグラフ」第6号の【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」において以下のような作業を行った。

- (1) 雨安居地伝承には上述したように、アッタカター記載の南伝と漢訳やチベット語で伝わる北伝の伝承があり、これらの中には釈尊の雨安居の地点と年次を伝えるものと、年次の情報を含まずに雨安居地と雨安居の回数のみを伝えるものが含まれる。それらの関係を整理して、諸ヴァリエーションが密接に関係しあっていて南伝と北伝とが無関係に成立したものではないことを確認した。
- (2) 原始仏教聖典（ニカーヤ、漢訳諸阿含、諸律蔵）の記事から釈尊がある地で雨安居を過ごしている、または過ごしたと解釈される記述を最大限に収集して、それと雨安居地伝承を比較した。その結果、原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事と後世の雨安居地伝承の間には齟齬があるということが判明した。齟齬とは聖典中で釈尊が雨安居されたことになっている地のいくつかが雨安居地伝承に挙がらないことや、雨安居地伝承に挙がる地の中のいくつか、聖典中にそこで釈尊が雨安居を過ごされたとする記

事が見出されない、また聖典から知られる釈尊の雨安居時の事績を、雨安居地伝承に従ってその年次に当てはめると矛盾が生じることなどである⁽¹⁾。

以上によって後世の雨安居地伝承が、必ずしも原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居記事にもとづいていないことが明らかになった。したがってわれわれが原始仏教聖典資料に基づいた釈尊伝の研究を目指すかぎり、上記の調査によって収集された原始仏教聖典の記す釈尊の雨安居記事をもとに、すでにある雨安居地伝承とは別に、聖典記事と齟齬せずに時系列にしたがった新たな雨安居地リストを作成することも視野に入れる必要性がでてきた。

しかしながら雨安居地伝承を完全に否定すべきかについては、いまだ検討の余地がある。この伝承の資料的価値の確定のためにもっとも有効と思われる作業が、この雨安居地伝承が何にもとづいて作られたのか、その根拠を明らかにすることである。

前述したように、雨安居地伝承は原始仏教聖典に記述がなく、後世の成立と見られる文献になってはじめて見出される。このような伝承が原始仏教聖典の情報を全く無視するとは考えられないから、これらの雨安居地伝承は原始仏教聖典中のなんらかの情報を根拠に成立したと推測される。それではいったい如何なる聖典中の情報が雨安居地伝承を形成するに寄与したか。本論文はそれを探るための研究の一つである。

年次を伝える雨安居地伝承では、釈尊の成道後 45 年間の教導生活の後半 20 年間ないし 25 年間は、最後のヴェーサーリー近郊のバールヴァ（竹林）村における雨安居を除いて、すべて舎衛城とされている。一方で原始仏教聖典には阿難が釈尊の侍者を務めた期間も 20 余年間ないし 25 年間とされている。もしこの二つの符合する情報を関連付けるならば、阿難が釈尊の侍者になって以降は、釈尊は舎衛城のみで雨安居を過ごされたことになる。逆に雨安居地としてパーラーナシー・イシパタナを初めとして、さまざまな雨安居地が挙げられる成道後初期の 20 年間ないし 25 年間は、阿難が侍者でなかった時代に相応することになる。

以下に紹介するように、諸々のパーリのアッタカターや『大智度論』などには、阿難以前（あるいは以外）の釈尊の侍者の名が列挙されており、ナーガサマーラ（ナーガパーラ）、ナーギタ、ウパヴァーナ、スナッカッタ、チュンダ沙彌、サーガタ、メーギヤ、ラーダなどの名が知られる。阿難が侍者を務めた期間はすべて、釈尊は舎衛城で雨安居を過ごされたとは考えがたいのであるが、阿難が釈尊の晩年の 20 年間ないし 25 年間侍者を務めたということは、これも以下に紹介するようにいくつもの聖典に見られるのであるから、これらの雨安居地伝承を伝えた者たちも知っていたであろう。とするならば、これら阿難以前の侍者たちが登場する聖典の情報が、雨安居地伝承の成立に深く関わっているのではないか。つまり阿難以外の侍者が登場する聖典資料における釈尊の所在が、そこで釈尊が雨安居しているか否かには関係なく、雨安居地伝承の成道後初期の雨安居地とされたのではないかという仮説が立てられる。

今、年次を伝える雨安居地伝承（AN.-A.、*Buddhavamsa-A.*、『僧伽羅刹所集経』）が成道後初期に位置づける雨安居地を挙げておく⁽²⁾。ここで舎衛城以前に置かれる雨安居地において阿難以前の侍者が登場するならば、上の仮説が裏付けられることになろう。以下にその作業を行ってみたい。

(1) 本「モノグラフ」第 6 号【論文 5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」p.105 以下参照。

(2) 詳細については本「モノグラフ」第6号【論文5】 p.55 以下参照。

	<i>AN.-A., Buddhavaṃsa-A.</i>	僧伽羅刹所集經
1	Bārāṇasī Isipatana	波羅奈国
2	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山
3	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山
4	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山
5	Vesālī Mahāvana Kūṭāgārasālā	脾舒離
6	Maṅkulapabbata	摩拘羅山
7	Tāvatiṃsabhavana	三十三天
8	Bhagga, Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana	鬼神界
9	Kosambī	拘苦毘国
10	Pārileyyaka vanasaṅḍa	枝提山中
11	Nālā brāhmaṇagāma	鬼神界
12	Verañjā	摩伽陀閑居処
13	Cāliyapabbata	鬼神界
14	Jetavana	舍衛祇樹・給孤独園
15	Kapilavatthu	迦維羅衛国积種村中
16	Āḷavī	迦維羅衛国
17	Rājagaha	羅閱城
18	Cāliyapabbata	羅閱城
19	Rājagaha	柘梨山中
20	Rājagaha	羅閱城
21	以降常に Jetavana または Pubbārāma	柘梨山中
22	Jetavana または Pubbārāma	四夏坐（第22年-第25年）鬼神界
23	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
24	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
25	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
26	Jetavana または Pubbārāma	十九年間（26-44）舍衛国
27-44	（省略）	（省略）
45	言及なし	跋祇境界毘将村

【1】阿難が釈尊の侍者を務めた期間に関する原始仏教聖典資料

[1] 阿難は以下のように、釈尊の後半生の25年間ないし20余年間、侍者比丘（P. *upaṭṭhāka* : Skt. *upasthāyaka*）を務めたとされる。根本有部の伝承が「20余年間」とする以外は、すべて「25年間」とする。

Theragāthā, vs.1039-1043（阿難の偈）

「25年間、有学であった私に」（*paṇṇavisativassāni, sekhabhūtaṃ me sato*）

「25年間、私は世尊に仕えた」（*paṇṇavisativassāni, bhagavantam upaṭṭhahim*）

『長阿含經』002「遊行經」（大正01 019下）：「自我得侍二十五年」

『佛般泥洹經』（白法祖訳）（大正01 p.169上）：「自吾親侍二十五年」

『般泥洹經』（失訳）（大正01 p.181下、184上）：「自我得侍二十餘年」

（p.185中）：「我得奉侍二十五載」

『根本説一切有部毘奈耶雜事』（大正24 p.394中）：「我侍世尊二十餘年」

Mahāparinirvāṇasūtra ed. E. Waldschmidt (Teil II, pp.280~281)

Skt. : *ahaṃ viṃsatim varṣāni sādḥikaṃ bhagavantam upatiṣṭhāmi*

Tib. : *bdag gis dgung lo nyi shu lhag gcig gi bar du bcom ldan 'das kyi zham 'bring na mchis na.*

[1-1] 阿難が釈尊の侍者になったのは、「25年間」説にしたがえば釈尊成道後第21年ということになり、「20余年間」にしたがえば遅くとも釈尊成道後第26年には侍者になっていたということになる。

ところでパーリのアッタカターの雨安居地伝承では釈尊成道後第21年以降が、『僧伽羅刹所集經』では成道後第26年以降が、すべて連続で舎衛城とされている。阿難が侍者を務めた年数を「25年間」とすれば、阿難が侍者になったその年がアッタカターのいう舎衛城での雨安居のはじまりであり、また「20余年間」を最短に見積もって20年間とすれば、阿難が侍者になったその年が『僧伽羅刹所集經』の示す舎衛城の雨安居のはじまりの年となる。なお釈尊入滅の年の最後の雨安居地についてはアッタカターには記述がなく、『僧伽羅刹所集經』は「跋祇境界毘将村」としている。これが諸涅槃經の記事を念頭においたものであろうことは疑うべくもない。

【2】アッタカターなどに見られる阿難以外の侍者伝承

[0] アッタカター中に散見される記述によれば、釈尊の成道後初期（成道後20年間）においては、釈尊に定まった侍者比丘がおらず、ナーガサマーラ（*Nāgasamāla*）、ナーギタ（*Nāgita*）、ウパヴァーナ（*Upavāna*）、スナッカッタ（*Sunakkhatta*）、チュンダ沙彌（*Cunda samaṇuddesa*）、サーガタ（*Sāgata*）、ラーダ（*Rādha*）、メーギヤ（*Meghiya*）という諸比丘が、釈尊に付き従って釈尊の鉢と衣を運んだという。そしていくつかの記述によればそういった侍者比丘の一部に無作法があったことから⁽¹⁾、一人の定まった侍者が選

ばれることになり、それが阿難であったという。ただし挙がる侍者の名は文献によって多少の出入りがある。アッタカターに限れば阿難を除いて侍者の総数は7人とするものが多く、一つだけ8人になるものがある。4人を挙げるものもあるが、これはすべてを挙げる意図を欠いたものであろう。

また『大智度論』などの北伝の漢訳資料にも阿難以外の侍者が言及される。これらの漢訳資料の侍者たちとアッタカターの侍者たちは一部が一致しているから、この阿難以外の侍者についての伝承は、南伝と北伝とで無関係に成立したものではないことが伺える。おそらくこれらの侍者伝承も大元をただせば、その根拠を原始仏教聖典に有するものと考えてよいであろう。なお漢訳資料でも『善見律毘婆沙』の記事は *Samantapāsādikā* と全く一致しているが、これはパーリ律の註釈の漢訳であるから当然であり、以下にはこれを南伝として扱う。

- (1) これには *Udāna* 008-007 (p.090) と *Udāna* 004-001 (p.034) に記されるナーガサマーラとメーギヤの事績が該当する。

[1] 阿難以前の侍者を列挙するアッタカター資料には以下のものがある。挙げられる人名が一致するものを並べて紹介する。『善見律毘婆沙』のものは [1-9] に *Samantapāsādikā* と併記する。

[1-1] *DN.-A.* (vol. II p.418) : *upaṭṭhākaparicchede ānando ti nibaddhupaṭṭhākabhāvaṃ sandhāya vuttaṃ. bhagavato hi paṭhamabodhiyaṃ nibaddhā upaṭṭhākā nāhesuṃ. ekadā nāgasamālo pattacivaraṃ gahetvā vicari, ekadā nāgito, ekadā upavāno, ekadā sunakkhatto, ekadā cundo samaṇuddeso, ekadā sāgato, ekadā meghiyo.*

〔過去七仏の第一〕侍者を説く箇所において「阿難」とは(1)、彼が〔釈尊の〕定まった侍者であることに關して説かれる。世尊の成道後初期には定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラが鉢と衣を取って遊行した。ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時はスナッカッタが、ある時はチュンダ沙彌が、ある時はサーガタが、ある時はメーギヤが〔鉢と衣を取って遊行した〕。(この後にナーガサマーラとメーギヤの無作法が後に見る *Udāna* の記述にもとづいて物語られ、つづいて阿難が侍者に選出される場面が記述される。)

- (1) *DN.014 Mahāpadāna-s.* (vol. II p.001) において過去七仏の第一侍者 (*aggupaṭṭhāka*) が述べられる中 (p.006) で、最後に「今、私には阿難という侍者比丘が第一の侍者である (*mayhaṃ etarahi ānando bhikkhu upaṭṭhāko aggupaṭṭhāko*) と述べられることを指している。

[1-2] *Apadāna-A.* (p.307) : *tena ca samayena bhagavato paṭhamabodhiyaṃ vīsati-vassāni anibaddhā upaṭṭhākā ahesuṃ. ekadā nāgasamālo pattacivaraṃ gahetvā vicarati, ekadā nāgito, ekadā upavāno, ekadā sunakkhatto, ekadā cundo samaṇuddeso, ekadā sāgato, ekadā meghiyo, te yebhuyyena satthu cittaṃ nārādhayaṃsu.*

その時、世尊には成道後初期の20年間、定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラが鉢と衣をとって遊行した。ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時はスナッカッタが、ある時はチュンダ沙彌が、ある時はサーガタが、ある時はメーギヤが〔鉢と衣を取って遊行した〕。彼らのほとんどは師のお心に適わなかった。(つづいて

阿難が侍者に選出される場面が記述される。)

[1-3] *Udāna-A.* (p.217) : *upaṭṭhāko hotī ti, paricārako hoti. bhagavato hi paṭhamabodhiyaṃ upaṭṭhākā anibaddhā ahesuṃ. ekadā nāgasamālo, ekadā nāgito, ekadā upavāṇo, ekadā sunakkhatto, ekadā cundo samaṇuddeso, ekadā sāgato, ekadā meghiyo. tadā pi meghiya-thero va upaṭṭhāko.*

「〔メーギヤが〕侍者 (upaṭṭhāka) であった」とは、奉仕者 (paricāraka) であったの意である。なんとなれば世尊には成道後初期に侍者が定まっておらず、ある時はナーガサマーラが、ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時はスナッカッタが、ある時はチュンダ沙彌が、ある時はサーガタが、ある時はメーギヤ〔が侍者であった〕。その時、メーギヤ長老が侍者であった。

[1-4] *Theragāthā-A.* (vol. III p.111) : *tena ca samayena bhagavato paṭhamabodhiyaṃ vīsativassāni anibaddha-upaṭṭhākā ahesuṃ. ekadā nāgasamālo pattacīvaraṃ gahetvā vicarati, ekadā nāgito, ekadā upavāṇo, ekadā sunakkhatto, ekadā cundo samaṇuddeso, ekadā sāgato, ekadā meghiyo. te yebhuyyena satthu cittaṃ nāradhiṃsu.*

その時、世尊には成道後初期の20年間、定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラが鉢と衣を取って遊行した。ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時はスナッカッタが、ある時はチュンダ沙彌が、ある時はサーガタが、ある時はメーギヤが〔鉢と衣を取って遊行した〕。彼らのほとんどは師のお心に適わなかった。(つづいて阿難が侍者に選出される場面が記述される。)

[1-5] *Jātaka 456 Juṇha-j.*(vol.IV p.095) : *suṇohi mayhaṃ vacanaṃ janindā ti idaṃ sathā jetavane viharanto ānandattherena laddhavare ārabba kathesi. paṭhamabodhiyaṃ hi vīsati vassāni bhagavato anibaddhupaṭṭhākā ahesuṃ. ekadā thero nāgasamālo, ekado nāgito upavāṇo sunakkhatto cundo (1) sāgato (2) ekadā meghiyo bhagavantaṃ upaṭṭhahi.*

「私の言葉を聞きなさい。国王よ……」と、この〔ジャータカ〕を、師は祇園精舎に滞在されている時に、阿難長老に叶えられた願いに関して説かれた。なんとなれば、成道後初期の20年間、世尊には定まった侍者比丘がなかった。ある時はナーガサマーラが、ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時は、スナッカッタが、ある時はチュンダが、ある時はサーガタが、ある時はメーギヤが世尊に仕えた。

(1) 底本 (PTS) 、ビルマ版 (Chattha sangayana CD) とともに ‘samaṇuddesa’ (沙彌) の語を落としている。

(2) 底本には ‘sāgalo’ となっているが、ビルマ版にしたがって訂正する。

[1-6] *AN.-A.* (vol. I p.292) : *tena kho pana samayena bhagavato paṭhamabodhiyaṃ vīsati vassāni anibaddhā upaṭṭhākā ahesuṃ. ekadā nāgasamālo pattacīvaraṃ gahetvā vicarati, ekadā nāgito, ekadā upavāṇo, ekadā sunakkhatto, ekadā cundo samaṇuddeso, ekadā sāgato(1), (ekadā rādho),(2) ekadā meghiyo.*

(阿難が多聞第一であることを述べるために阿難の伝記を記す中に) その時、世尊には成道後初期の20年間、定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラが〔釈尊の〕鉢と衣を取って遊行した。ある時はナーギタが、ある時はウパヴァーナが、ある時はスナッカッタが、ある時はチュンダ沙彌が、ある時はサーガタが、(ある時はラーダが、) ある

時は**モーギヤ**が〔鉢と衣を取って遊行した〕。(これ以降の記事は [1-1] DN.-A.に同じ。)

- (1) 底本には ‘sāgalo’ となっているが、ビルマ版にしたがって訂正する。
 (2) 底本には ‘ekadā radho’ を欠くが、ビルマ版によって補う。底本 (PTS) の脚注によれば用いられた 4 写本の中、ビルマ文字の 1 写本がやはりここに ‘ekadā rādho’ を挿入している。総人数が南伝では異例の 8 人となることから何かの誤りであることは考えられる。しかし北伝の一部の伝承と一致し、そのような情報がどのように入り込むのか、その過程を明らかにできない以上、無視されるべきではないと考え、この異読を重視する。

[1-7] SN.-A. (vol. I p.258) : *upaṭṭhāko hoti ti paṭhamabodhiyaṃ anibaddhupaṭṭhākakāle upaṭṭhāko hoti. tasmim̐ kira kāle satthussa asīti mahātheresu upaṭṭhāko abhūtapubbo nāma n’ atthi. nāgasamālo, upavāṇo, sunakkhatto, cundo samanuddeso, sāgato, bodhi, meghiyo ti ime pana pāliyaṃ āgatupaṭṭhākā.*

「〔ウパヴァーナが〕侍者であった」とは、成道後初期に侍者が定まっていなかった時に侍者であったの意である。その時、師の 80 人の大長老の中に侍者が未だかつていなかったというのではないそうだ。ナーガサマーラ、ウパヴァーナ、スナッカッタ、チュンダ沙彌、サーガタ、ボーディ、モーギヤという、これらの者たちもパーリ聖典に登場する侍者である。

[1-8] MN.-A. (vol. II p.053) : *nāgasamālo ti tassa therassa nāmaṃ. paṭhamabodhiyaṃ hi vīsativassabbhantare upavāṇa-nāgita-meghiyatherā viya ayam pi bhagavato upaṭṭhāko ahoṣi.*

「ナーガサマーラ」とはその長老の名前である。成道後初期の 20 年間においては**ウパヴァーナ長老**、**ナーギタ長老**、**モーギヤ長老**らのように、この長老も世尊の侍者であった。

[1-9] *Samantapāsādikā* (vol. I p.178) : *kim pan’ ānandatthero tadā upaṭṭhāko hoti ti. no ca kho nibaddha-upaṭṭhākaṭṭhānaṃ laddho. bhagavato hi paṭhamabodhiyaṃ vīsativassantare nibaddhupaṭṭhāko nāma n’ atthi. kadāci nāgasamālatthero bhagavantaṃ upaṭṭhāsi, kadāci nāgitatthero, kadāci meghiyaṭthero, kadāci upavānatthero, kadāci sāgatatthero, kadāci sunakkhatto licchaviṃputto, te attano ruciyā upaṭṭhahitvā yadā icchanti tadā pakkamanti. ānandatthero tesu upaṭṭhahantesu apposukko hoti, pakkantesu sayam eva vattapaṭivattaṃ karoti, bhagavā pi ca kiñcāpi me nātiseṭṭho upaṭṭhākaṭṭhānaṃ na tāva labhati, atha kho evarūpesu ṭhānesu ayam eva patirūpo ti adhivāseti. tena vuttaṃ āyasmā ānando patthapulakaṃ silāyaṃ piṃsitvā bhagavato upanāmeti taṃ bhagavā paribhuñjati ti.*

阿難長老はその時⁽¹⁾、侍者であったか？侍者であった。しかしまだ定まった侍者の地位を得てはいなかった⁽²⁾。なぜなら世尊には成道後初期の 20 年間、定まった侍者がいなかった。ある時は**ナーガサマーラ**が世尊に仕えた。ある時は**ナーギタ**が、ある時は**モーギヤ**が、ある時は**ウパヴァーナ**が、ある時は**サーガタ**が、ある時は**リッチャヴィ子・スナッカッタ**が〔世尊に仕えた〕。彼らは自身の気が向いた時に仕えて、望む時に去った。阿難長老はそれらの者たちが仕えている間はあまり熱心ではなく、彼らが去った時には自らが種々の務めを為した。世尊も「私の一番の親類 (阿難) はまだ侍者の地位を得ていないけれども、このような状況においてはこの者 (阿難) だけが相応しい」と〔阿難の奉仕を〕忍受された。これについて「阿難長老は 1 パッタの麦菓子石を石で挽いて世尊に近づいた。世尊はそれを食

された」と言われる。

『善見律毘婆沙』（大正 24 p.706 中）：問曰。是時大徳阿難侍佛不。答曰侍。如來從菩提樹下起、二十年中侍佛者皆不專一。或時大徳那伽（Nāga）。或大徳那耆多（Nāgita）。或大徳彌耆耶（Meghiya）。或大徳優伽婆（Upavāna）。或大徳沙伽多（Sāgata）。或大徳須那訶多（Sunakkhatta）。如是諸大徳隨意樂侍。而來不樂而去或悉去。時大徳阿難來侍。

- (1) ヴェーランジャーの飢饉に際して釈尊が馬麦を食された時を指す。
- (2) このような議論が為される背景には、明らかに雨安居地伝承が念頭にあろう。アッタカターの雨安居地伝承ではヴェーランジャーの雨安居が成道後第 12 年に当るため、この時はまだ阿難が侍者になってはならないのである。

[2] 阿難以外の侍者を挙げる漢訳資料とは以下のものである。

[2-1] 『処処經』（大正 17 p.526 上）：佛言。本侍佛者、字彌喜（Meghiya）、次字須那察多（Sunakṣatra）、次字阿難。佛告諸比丘。我年老欲得一人侍我。

[2-2] 『毘尼母經』（大正 24 p.827 下）：爾時有八人在邊捉拂佛。一者迦葉、二者優陀夷、三者沙伽陀（Sāgata）、四者彌卑喩（Meghiya）、五者那迦婆羅（Nāgapāla）、六者均陀（Cunda）、七者修那刹邏（Sunakṣatra）、八者阿難。如此等比丘所捉拂佛。名之爲拂。

[2-3] 『大智度論』（大正 25 p.252 下）：侍者羅陀（Rādha）、彌喜迦（Meghika）、須那刹邏多⁽¹⁾（Sunakṣatra）、那伽娑婆羅（Nāgapāla?）、阿難等。常侍從世尊執持應器⁽²⁾。

[2-4] 『同』（大正 25 p.303 中）：得道時、彌喜（Meghika）、羅陀（Rādha）、須那刹邏多（Sunakṣatra）、阿難、密跡力士（Vajrapāṇi）等、是名内眷屬⁽³⁾。

- (1) 底本は「須那刹邏多」。宋・元・明・宮内省図書寮本に従い「利」を「刹」と訂正する。しかし原語から考えて次に挙がる「須那刹邏多」が正しい。
- (2) Étienne Lamotte, *Le Traité de la Grande Vertu de Sagesse de Nāgārjuna (Mahāprajñāpāramitāsāstra)*, Tome III, Louvain, 1970, p.1675 参照。ただし「那伽娑婆羅」の原語に 'Nāgasamāla' をあてている。
- (3) Étienne Lamotte, *Le Traité de la Grande Vertu de Sagesse de Nāgārjuna (Mahāprajñāpāramitāsāstra)*, Tome V, Louvain-la-Neuve, 1980, p.2236 参照。ただし「彌喜」の原語に (Meghiya) を、「密跡力士」の原語に 'Guhya Malla' をあてている。

[3] 侍者の名前を出入りを表で示せば次ページのようになる。①～⑧の数字は資料に挙げられる際の順番を示している。

[3-1] 表（次ページ）

阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承

[3-2] 先の表から分かることは以下のことである。

DN.-A.、*Apadāna-A.*、*Udāna-A.*、*Theragāthā-A.*の伝承は完全に一致する。*Jātaka* 456のものもこれに近いが、*Cunda*について肩書きの「沙彌」を欠くことに違いが見られる。

AN.-A.（ただしビルマ版）のものは*DN.-A.*などのものに *Rādha* を加えることで総数が8人になる。*SN.-A.*は *Nāgita* を欠くかわりに *Bodhi* が入るが、総数は *DN.-A.*などと同様に7人である。

*MN.-A.*のものは全員をリストアップしようとする意図を欠いているものと思われる。

Samantapāsādikā と『善見律毘婆沙』のものは *DN.-A.*などと比較した場合、*Cunda* 沙彌を落として総勢が6人となっているだけでなく、挙げられる順番も著しく異なっており、系統を異にするものと考えられる。

なお上記のうち、『善見律毘婆沙』を含めたパーリのアッタカターは、彼らが阿難が侍者になる以前の侍者であって、釈尊の後半生の25年間は阿難一人が侍者を務めたことを意図していることが明らかな記述である。しかし漢訳資料では、『処処経』を除いては、『毘尼母経』も『大智度論』もそのような意図を明確には示していない⁽¹⁾。しかしながら以下の調査では、これらの漢訳資料も彼らを阿難以前の侍者とするものとして進める。

北伝のものはいずれも名前を挙げる順番がアッタカターのものとは著しく異なり、また互いに一致が見られない。ただし『毘尼母経』のものは上の[2-2]で見たように阿難を加えて総勢を「有八人在邊捉拂佛」と明記しており、「迦葉」、「優陀夷」という他には挙がらない人名を含むとはいえ、阿難を除く侍者の総勢が7人であったとの見解を示しており、これはアッタカターのものとは何らかの関連を有しているかもしれない。

- (1) 『大智度論』のものは決して明確ではないが、「阿難」の後に「密跡力士」を加えることに時系列を意識していることが伺えるかもしれない。後に紹介する『根本有部律業事』中のヴァジュラパーニが侍者になる記事は、釈尊の最晩年のこととされ、釈尊が侍者である阿難を連れていくことができない地へヴァジュラパーニを伴ったとするからである。

[3] 阿難以外の侍者が登場する原始仏教聖典資料

[0] 以下にアッタカターやその他の資料に挙がる阿難以前の侍者比丘の、原始仏教聖典に記述される事績を個々に見ていく。ここでは以下のような作業を試みる。

- (1) 侍者伝承に挙がる人物と原始仏教聖典中の人物との同定
- (2) その人物が侍者として登場する際の釈尊の所在確認と阿難登場の有無、ならびに事績の調査
- (3) 侍者として登場する場合を除くその人物の事績と活動地および出自などの調査
- (4) その人物と雨安居地伝承（年次も含めて）との関連の有無の確認

侍者伝承と原始仏教聖典中の人物の同定については、侍者伝承のリストに挙がる人物と同名か、または近似した名前を有する人物が、侍者と明記されて原始仏教聖典に登場すれば確認できる。しかし「侍者」として明記されるケースだけではなく、例えば世尊の背後にあって扇ぐといった侍者としての務めに従事していると認められるケースも含められるであろう。

なお漢訳資料において侍者を示す表現としては「侍者」「侍者比丘」「侍仏者」「侍仏之側」「親侍者」「仏侍者」「侍仏者」「為仏作供養人」「為仏給使」「奉侍者」「常侍世尊左右」のようなものが見出される。

以下には、まずアッタカターと漢訳資料（『大智度論』ならびに『処処経』）がそろってリストに載せる、[1] ナーガサマーラ（ナーガパーラ）、[2] スナッカッタ、[3] チュンダ沙彌、[4] サーガタ、[5] ラーダ、[6] メーギヤを扱い、次にアッタカターと『善見律毘婆沙』のみに挙がる[7] ナーギタ、[8] ウパヴァーナ、そしてSN.-A.のみに挙がる[9] ボーディを、最後に漢訳資料のみ、すなわち『毘尼母経』のみに挙がる[10] 「迦葉」と[11] 「優陀夷」、[12] 『大智度論』が挙げる「密跡力士」を扱うことにしたい。

[1] ナーガサマーラ (Nāgasamāla) またはナーガパーラ (Nāgapāla)

[1-0] アッタカターの侍者伝承に挙がるナーガサマーラに対応する北伝の人名は『毘尼母経』の「那迦婆羅」と『大智度論』の「那伽娑婆羅」である。「那伽娑婆羅」は恐らく「娑」の一字が余分に付加されたものと考えられ、これと「那迦婆羅」から推定される原語は‘Nāgapāla’であり、これは以下に見る漢訳の原始仏教聖典資料において釈尊の侍者として登場する「那伽波羅」、「那迦波羅」、「龍護」、「象護」、「象守」とされる人名の原語としても妥当である。

事績の対応関係から見て、南伝で「ナーガサマーラ」と呼ばれる比丘と、北伝で「ナーガパーラ」と呼ばれる人物は同一人物と思われる。同一人物がどのようにして「ナーガサマーラ」と「ナーガパーラ」という2つの異なる名前でも伝わったのか、その理由は不明であるが、南伝と北伝の侍者伝承が別の人物を意図していると考えざるを得ない。

[1-1] 以下にナーガサマーラまたはナーガパーラが釈尊の侍者として登場する記事を紹介する。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時に、還俗したスナッカッタが仏を誹謗し、それを聞いた舍利弗が釈尊に報告する。その時にナーガサマーラが釈尊を扇いでいた。またこの時、釈尊は80歳であった。これを以下の対応関係にある2経が伝えている。それぞれにつき、①釈尊の所在、②ナーガサマーラが侍者であることを示す文章、③釈尊が80歳であることを示す文章を挙げる。

MN.012 Mahāsīhānāda-s. (vol. I p.068) (1)

①ヴェーサーリーの城外、西の林 (vesāliyaṃ bahinagare avarapure vanasaṇḍe)

②「その時、ナーガサマーラが世尊の背後に立って世尊を扠子で扇いでいた」 (tena kho pana samayena āyasmā nāgasamālo bhagavato piṭṭhito ṭhito hoti bhagavantaṃ vījayamāno)

③「舍利弗よ、私は今や年老い、晩年にさしかかり、高齢になり、私の齢は80歳になった」 (ahaṃ kho pana, sārīputta, etarahi jīṇṇo vuddho mahallako addhagato vayo-anupatto, āsitiko me vayo vattati)

『身毛喜豎經』(大正17 p.591下) (2)

①毘舍離國、最勝大城、最勝林中

②「爾時會中。有一尊者。名曰龍護 (Nāgapāla)。去佛不遠。執孔雀扇。侍佛之側」

③「我今耆耄。年將八十」

(1) この経は自ら‘Lomahaṃsapariyāya’ という別名を挙げており、以下の『身毛喜豎經』はこれに対応する経題である。またスナッカッタのことを物語る *Jātaka 094 Lomahaṃsa-j*とも対応する。

(2) スナッカッタの名は「善星」(Sunakṣatra)。

[1-2] また *Udāna 008-007* (p.090) に以下の記事がある。

ある時 (ekam samayaṃ)、釈尊がコーサラにおいてナーガサマーラ長老を随従沙門 (pacchāsamaṇa) として連れて旅路にあり、道が二股に分れているところに至る。行こうとした道が釈尊と侍者とで異なり、ナーガサマーラは釈尊の鉢と衣を地面に置いて釈尊と別れて望む道を行き、賊に襲われて、釈尊のところに戻る。

ここでは「侍者」ではなく「随従沙門」(pacchāsamaṇa) とされている。随従沙門とは、ある長老が乞食などで外出する際に付き従う比丘のことであり、必ずしも侍者を意味しないが⁽¹⁾、このナーガサマーラの記事はアツカターにおいて、阿難が定まった侍者に選出される機縁として阿難以前の侍者の振る舞いの例として挙げられるから、随従沙門も侍者と考えられていたことが分かる。

(1) パーリ聖典で随従沙門が実際にどのように登場するかを調査した結果は以下のとおりである。

DN.010 Subha-s. (vol. I p.204) : チェータカ比丘 (Cetaka bikkhu) が阿難の随従沙門

DN.024 Pātika-s. (vol. III p.001) : スナッカッタが釈尊の随従沙門

MN.086 Aṅgulimāla-s. (vol. II p.097) : アングリマーラが釈尊の随従沙門 (p.100)

MN.143 Anāthapiṇḍikovāda-s. (vol. III p.258) : 阿難が舍利弗の随従沙門

SN.008-004 (vol. I p.188) : ヴァンギーサが阿難の随従沙門

SN.016-010 (vol. II p.214) : 阿難が大迦葉の随従沙門

SN.055-026 (vol. V p.380) : 阿難が舍利弗の随従沙門

Udāna 008-007 (p.090) : ナーガサマーラが釈尊の随従沙門

Vinaya Pārājika 001 (vol. III p.001) : 阿難が釈尊の随従沙門 (p.010)

Vinaya Pācittiya 033 (vol. IV p.078) : 阿難が釈尊の随従沙門

Vinaya Mahākkhandhaka (vol. I p.018) : ヤサが釈尊の随従沙門

Vinaya Cammakhandhaka (vol. I p.186) : ある比丘 (aññatara bhikkhu) が釈尊の随従沙門

Vinaya Civarakhandhaka (vol. I p.294) : 阿難が釈尊の随従沙門

Vinaya Civarakhandhaka (vol. I p.301) : 阿難が釈尊の随従沙門

釈尊の随従沙門となる比丘には、スナッカッタ、ナーガサマーラ、阿難の他にアングリマーラ、ヤサ、ある比丘があり、また阿難は釈尊、舍利弗、大迦葉の随従沙門になっている。これから分かるように随従沙門は必ずしも侍者が務めるとは限らないようである。

[1-3] 次に挙げるものはパーリ聖典に記事がなく、漢訳資料にのみ記事が見出される。

釈尊の侍者であったナーガパーラが、釈尊がマンクラ山におられた時に、悪鬼に化けて釈尊を驚かそうとしたというものである。この事件は『四分律』と『十誦律』では「恐怖比丘戒」(波逸提法第 55 条) の制定因縁譚である。

ただしパーリの *Vinaya Pācittiya 055* (vol. IV p.114)、『五分律』「墮 073」(大正 22 p.066 下)、『僧祇律』「単提 065」(大正 22 p.379 下)、『根本有部律』「波逸底迦 066」(大正 23 p.850 下) の「恐怖比丘戒」因縁譚は六群比丘と十七(十六)群比丘にかかわるものであり、因縁譚が異なる。

なお『鼻奈耶』は侍者の名をナーガパーラではなく、スナッカッタとする。また「白山」、
「白善山」はマンクラ山の訳である⁽¹⁾。

また『雑阿含』1320と『別訳雑阿含』319のパーリ対応経として *Udāna 001-007*
(p.004) を挙げることができるが、そこでは侍者が登場しておらず、釈尊を驚かそうとする
のはヤッカである。釈尊の所在はパータリー (Pātali) のアジャカラパカ・ヤッカの住
処のアジャカラパカ・チェーティヤ (Ajakalāpaka-cetiya) とされる。パータリーの詳細
は不明である。しかしこれには侍者が登場しないため、以下の資料からは除外する。

『四分律』はナーガパーラを侍者として登場させるものの、マンクラ山の代わりに「波羅
梨毘国」とする。これは恐らく *Udāna* のいうパータリーに対応する地名であろう。

以下に①釈尊の所在と、②ナーガパーラ（『鼻奈耶』のみ「スナッカッタ」とする）が侍
者であることを示す文章を挙げる。

『雑阿含』1320 (大正02 p.362上)

①摩鳩羅山

②「一時佛住摩鳩羅山。尊者那伽波羅 (Nāgapāla) 爲親侍者」

『別訳雑阿含』319 (大正02 p.480中)

①白山

②「一時佛在白山。爾時尊者象護 (Nāgapāla) 爲佛侍者」

『四分律』「単提055」 (大正22 p.673中)

①波羅梨毘国

②「爾時佛在波羅梨毘国。爾時尊者那伽波羅 (Nāgapāla) 比丘。常侍世尊左右、供給
所須。」

『十誦律』「波夜提066」 (大正23 p.113中)

①維耶離國摩俱羅山

②「佛在維耶離國摩俱羅山中。爾時與侍者象守 (Nāgapāla) 比丘俱。」

『鼻奈耶』 (大正24 p.890中)

①白善山

②「佛世尊遊白善山時。佛中夜起室前經行。時須那利多 (Sunakṣatra) 比丘協掣子」

『根本有部律』「雜事」 (大正蔵24 p.233中)

①摩揭陀國・莫俱山薄俱羅藥叉住殿

②「佛在摩揭陀國人間遊行。於莫俱山薄俱羅藥叉住殿而爲安處。苾芻龍護 (Nāgapāla)
而爲侍者。」

(1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】p.118

[1-4] またナーガパーラが釈尊の侍者としてではなく登場する記事は次の一件のみであ
る。

『増一阿含』041-002 (大正02 p.744下) に、ある時ナーガパーラ (那伽波羅) が鹿野
城にあって、数日中に子供、妻、兄弟、父母、財産を失った100歳になる老婆羅門を出家せ
しめ、無常・四諦法を説いて、阿羅漢を成じせしめたという記事である。

この記事にはナーガパーラが単独で登場しており、釈尊は登場しない。

なお『増一阿含』004-010 (大正02 p.558下) にナーガパーラ (那伽波羅) が「曉了星

宿預知吉凶」に関して第一であったとされるが、この比丘と占星術を関連付ける記事は他に見出すことができない⁽¹⁾。一方『阿羅漢具徳経』（大正02 p.833上）ではナーガパーラ（龍護）が「於愚迷者、能令清淨」に勝れていたとされるが、こちらは上の『増一阿含』041-002の記事を踏まえたものと思われる。ANの *Etadaggavagga* には名が挙がらない。

出自については *Theragāthā* (p.033) の vs.267-270 がこの比丘の詩とされるが、その註の *Theragāthā-A.* (vol. II p.110) に、「釈迦族の王家に生まれ、適齢に達して、釈尊の帰郷の際に信を得て出家し、しばらくの間 (*kañci kālaṃ*)、世尊の侍者であった」⁽²⁾とあり、釈迦族出身であることが伝えられている。

(1) これはどちらかといえば、以下に見るスナッカッタ (*Sunakkhatta*) の名前と関連付けられるべき属性ではなかろうか。‘*nakkhatta*’ は「星宿」を意味する。

(2) *Theragāthā-A.* (vol. II p.110) : *imasmim buddhuppāde sakyaṛājakule nibbattitvā nāgasamālo ti laddhanāmo vayappatto nāṭisamāgame paṭiladdhasaddho pabbajitvā kañci kālaṃ bhagavato upaṭṭhāko ahoṣi.*

[1-5] ナーガサマーラまたはナーガパーラと雨安居地伝承との関連の有無であるが、上に見たナーガサマーラまたはナーガパーラが侍者として登場する記事において、釈尊の所在はヴェーサーリー、コーサラ国、マンクラ山である。

スナッカッタが仏を誹謗し、舍利弗がそれを聞いて釈尊に報告した際にナーガサマーラが釈尊の背後で扇いでいたとする [1-1] に挙げた資料は、釈尊の所在が雨安居地伝承で第5年に置かれるヴェーサーリーであるが、ここでは釈尊が80歳の時のことであるから、雨安居地伝承の舎衛城以前の雨安居地と関連づけることは相応しくない。また [1-2] の随従沙門とするものは場所がコーサラ国であり、阿難以前の雨安居地伝承のコーサラ関係は第14年の祇園精舎のみであるから、これも関係がないというべきであろう。

注目すべきは、ナーガパーラがマンクラ山において釈尊の侍者を務めていたとする [1-3] に挙げた記事である。これはアッタカタールと『僧伽羅刹所集経』の両方の雨安居地伝承において、第6年をマンクラ山とすることに対応する。しかしながらこれに対応する記事がパーリ聖典には見出せず、しかも「マンクラ山」という地名そのものがパーリ聖典には見出せない⁽¹⁾。もし雨安居地伝承にマンクラ山が挙がることとこの侍者伝承との間に関係があるとすれば、マンクラ山がパーリのアッタカタールの雨安居地伝承中に挙がる根拠はパーリ聖典の外に求めなければならないことになる。このことは後により詳細に検討する。

(1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】p.118

[2] スナッカッタ (*Sunakkhatta*)

[2-0] 南伝・北伝のすべての侍者伝承に挙がるのは、このスナッカッタと後に見るメーギヤのみである。

Sunakkhatta の推定される梵語名は ‘*Sunakṣatra*’ であり、対応する漢音写に「須那察多」、 「須那利多」、 「須那利多羅」、 「須涅叉多羅」、 「蘇那利多羅」、 「修那利邏」、 「蘇氣怛羅」、 「須那呵多」がある。漢訳には「善星」「善宿」がある。

スナッカッタは諸文献において一貫して仏法から退転した人物と見なされている。出家して釈尊の侍者まで務めながら、最後には外道に関心をそそぎ、仏法を誹謗して捨て去ったとされ、阿毘達磨論書や大乘経典においても退転した人物の例として頻繁に挙げられる。それ

ゆえ侍者伝承に挙がるスナッカッタを聖典中のこの人物に同定することに問題はない。

[2-1] 原始仏教聖典には、釈尊が回想の中でスナッカッタが侍者であった時のことを語る記事が *DN.024 Pātika-s.* (vol. III p.001) とその漢訳対応経『長阿含』015「阿菴夷経」(大正01 p.066上)に存する。

釈尊がマッラ国のアヌピヤー (Anupiyā) 町 (漢訳は「冥寧國・阿菴夷土」) におられた時、早朝に乞食に出発されたが、まだ早かったので遊行者バツガヴァ・ゴッタ (Bhaggavagotta: 房伽婆) を訪ねる。バツガヴァ・ゴッタが、数日前にスナッカッタ (善宿) が自身を訪ね、「私は今や世尊を捨てて、もはやそのもとには住していない」と話したと釈尊に伝え、その真偽を訊ねる。釈尊がそれを認め、その経緯を話される中に以下の3つの事件が語られる。

- ① 釈尊がブム (Bumu) 国のウッタラカー (Uttarakā) 町 (漢訳は「冥寧國・白土之邑」) にあった時に、スナッカッタを随従沙門 (pacchāsamaṇa) として連れて乞食に向う途中 (「時善宿比丘隨我後行」)、裸形者コーラカッティヤ (acela-Korakattiya: 尼乾子究羅帝) に会い、スナッカッタがそれに関心をもったこと。
- ② 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂 (漢訳は「獼猴池側法講堂上」) にあった時に、スナッカッタが裸形者カラーラマツトゥカ (acela-Kaḷāramatthuka または acela-Kandaramasuka: 尼乾子伽羅樓) に会いに行き、質問したこと。
- ③ 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂 (漢訳は「獼猴池法講堂上」) にあった時、裸形者パーティカプッタ (acela-Pāṭikaputta: 梵志波梨子) が釈尊よりも神通力で勝れていると宣言し、スナッカッタが釈尊とパーティカプッタとを対決させようとしたこと⁽¹⁾。

ここで①の記事にスナッカッタが随従沙門として登場しており、これによってスナッカッタが釈尊の侍者であったということが確認される。

*DN.*はこのことがあった場所を Bumu 国の Uttarakā という名の町 (nigama) であるとするが、この 'Bumu' には「トゥール」(Thūlu)、⁽²⁾「クル」(Khulu) の異読がある。しかしいずれの読みにしたがっても何処であるのかははっきりしない。

『長阿含』はこの場所を「冥寧國・白土之邑」とする。「白土之邑」は全く不明であるが、「冥寧」はマイネーヤ (Maineya) の音写であろう。*Lalitavistara* において、カピラ城を出城した菩薩がマッラ国を越えて乗馬カクタカから降りたとされる地がマイネーヤ国 (Maineya) のアヌヴァイネーヤ (Anuvaineya) 町と呼ばれている⁽³⁾。菩薩がカクタカから降りたとされる場所は、南伝ではマッラ国のアヌピヤーであり、マイネーヤ国のアヌヴァイネーヤとマッラ国のアヌピヤーとが同一地点を指しているとも考えられる⁽⁴⁾。アヌピヤー (Anupiyā: 阿菴夷土) はこの経の説処であるので、『長阿含』の伝承はスナッカッタが侍者として釈尊と行動を共にしていた場所とこの経の説処とをほぼ同一にするようであるが、*DN.*はこの2つの場所を異なる国と見なしていることから考えれば、Bumu 国の Uttarakā と冥寧國・白土之邑とは恐らく同一地点を指してはいない。

スナッカッタが釈尊の侍者を務めていた時の釈尊の所在は、この記事から判断する限り、Bumu 国の Uttarakā、または冥寧 (アヌピヤー) 國・白土之邑ということになる。これらの地は雨安居地伝承との関連は有していない。またこの経の舞台はアヌピヤーであって、これも雨安居地伝承にはない。

しかしもう一つ現れる地名はヴェーサーリーの大林重閣講堂であって、これはアツカター、『僧伽羅刹所集経』ともに成道第5年の雨安居地とする。

スナッカッタが仏教を捨て去るまでの過程を、時系列を意識してパーリ聖典を配列し示してみると以下ようになる。

MN.105 Sunakkhatta-s. (vol. II p.252) : 釈尊がヴェーサーリーにおられた時、スナッカッタが釈尊に、多くの比丘が「生まれは尽きた云々」と宣言していることに関して、それが正しいのか、それとも増上慢によるものかと質問する。スナッカッタは釈尊の教えに歓喜する。

DN.006 Mahāli-s. (vol. I p.150) : 釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられた時、スナッカッタがリッチャヴィ人のオッタッタ (*Oṭṭhaddha*) のところに来て「私は世尊のもとに住してからもうすぐ3年である。天の色 (*dibba-rūpa*) を見ることができるようになったが、未だ天の音声 (*dibba-sadda*) を聞くことができない」と語る。(詳細はナーギタの [7-1] に譲る。)

DN.024 Pātika-s. (vol. III p.001)、『長阿含』015「阿菴夷経」(大正01 p.066上) : 数日前にスナッカッタが還俗。

MN.012 Mahāsīhānāda-s. (vol. I p.068) : 釈尊がヴェーサーリーにおられた時に、すでに還俗したスナッカッタが仏を誹謗し、舎利弗がそれを聞いて釈尊に報告する。この時釈尊80歳。(すでにナーガサマーラ [1-1] に紹介した。)

このようにスナッカッタがヴェーサーリーと結びついていることは明らかである。

また *Jātaka 094 Lomahaṃsa-j.* (vol. I p.389) では記述が簡略になり、釈尊がヴェーサーリーのパーティカ (*Pātika*) 園におられた時に、ある時スナッカッタは師の侍者として鉢と衣を持って回るうちにコーラカッティヤの教えが好きになり、師の衣鉢を返してコーラカッティヤのもとに走る。コーラカッティヤが阿修羅の胎に生まれ変わると、スナッカッタは在家者となって釈尊を誹謗して回る。その誹謗を聞いた舎利弗が釈尊にそれを報告したと物語られる。

このようにスナッカッタはヴェーサーリーと縁が深く、これを根拠として雨安居地伝承がヴェーサーリーを舎衛城以前の雨安居地として挙げた可能性は否定できない。

- (1) 『長阿含』では②①③の順に説かれている。
- (2) Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*, 'Bumū' の項参照。
- (3) *Lalitavistara*, ed. by Lefmann, p.225
- (4) 辛嶋静志「『阿含経』現代語訳第14回『阿菴夷経』」『月刊アーガマ』通巻60号、阿含宗出版局、1985年、p.085注(1)、p.094注(64)参照。

[2-3] 最後に補足としてこの比丘の出自を見る。パーリ聖典では '*Sunakkhatta Licchaviputta*' とされることからヴェーサーリーのリッチャヴィ族の出身である。しかし漢訳資料では『鼻奈耶』(大正24 p.890中)において「須那利多比丘協掣子」とされるのを除き「リッチャヴィ子」と呼ばれておらず、異説がある。『処処経』(大正17 p.526上)によれば釈尊の血縁であり、「佛の姑子」とされる⁽¹⁾。

例外は『鼻奈耶』(大正24 p.890中)に釈尊の侍者として登場する「須那利多比丘協掣子」であるが、これはすでに見たように他の伝承がみな一致してナーガパーラ比丘とすると

ころのものである。

- (1) 『処処経』(大正 17 p.526 上)：佛姑子名須那察多。隨侍佛八年便生念、與我兄弟俱行。而獨端正有三十二相。便惡意生。隨佛後掃佛迹、不令人見佛相。復於人中說佛無道、但言語中人意耳。

[3] チュンダ沙彌 (Cunda samaṇuddesa)

[3-0] *Jātaka* 456を除くアッタカターの侍者伝承は、この人物を「チュンダ沙彌」(Cunda samaṇuddesa)と呼ぶ。*Jātaka* 456と『毘尼母経』の伝承はただ‘Cunda’、
「均陀」と呼び、「沙彌」という肩書きを欠いている。

原始仏教聖典に登場する「チュンダ沙彌」と呼ばれる人物は舍利弗の侍者として登場して舍利弗の入滅を看取り、その知らせを釈尊と阿難にもたす人物である⁽¹⁾。またパーヴァーで雨安居を過ごして後に釈迦国に至り、ニガンタ・ナータプッタの死を釈尊と阿難に知らせる⁽²⁾。釈尊の侍者として登場するものは皆無であり、侍者伝承に挙がる人物に確実に同定できる原始仏教聖典の記述はない。

侍者伝承において *Jātaka* 456と『毘尼母経』が「沙彌」の肩書きを落としていることを重視すれば、チュンダ (Cunda) という名を持つ人物が複数いるため、視野を広げる必要がある。原始仏教聖典の処々に登場する「大チュンダ」(Mahācunda)と *Apadāna* にのみ言及される「小チュンダ」(Cūlacunda)である。

大チュンダ (Mahācunda) は、その出自に関しては *Theragāthā-A.* (vol. II p.018) にマガダ国のナーラカ村 (Nālakagāma) の生まれで、ルーパサーリー (Rūpasārī) ・バラモンを母とし、舍利弗の弟 (kaniṭṭhabhātar) であったという。AN.-A. (vol. III p.379) にも大チュンダは舍利弗の弟とされる。

「小チュンダ」(Cūlacunda) は *Apadāna* 003-005-050 (p.101) ‘Cundattherassa apadānaṃ’において一度だけ言及される「チュンダ長老」(Cundatthera)の呼称であるが⁽³⁾、*Apadāna* が扱うこの「チュンダ長老」は「ヴァンガンタ」(Vaṅganta)を父とし、「サーリー」(Sārī)を母とすると記されている。*Dhammapada-A.* (vol. II p.084)、*Suttanipāta-A.* (vol. I p.331)で舍利弗の父と母が「ヴァンガンタ」と「ルーパサーリー」と呼ばれ、*Apadāna* の「サーリー」とルーパサーリーとが同一人物であるとすれば、やはり小チュンダも舍利弗と兄弟であることになる。*Apadāna* のいうチュンダ長老は大チュンダと同一人物か、あるいはその弟というイメージではなかったであろうか。

しかし先の舍利弗の侍者として登場するチュンダ沙彌 (Cundo samaṇuddeso) も出自に関しては、*DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) に「この長老は法將軍 (舍利弗) の弟であり、彼を諸比丘は未だ具足戒を得ていない時に‘チュンダ沙彌’と呼んで、長老になってからも同様に呼んでいた」⁽⁴⁾とあり、大チュンダ、小チュンダ、チュンダ沙彌の3者は全員が同一人物か、または複数のチュンダがあつてその全員が舍利弗の兄弟であったということになる。

それはともかく、チュンダ沙彌にしても大チュンダにしても、原始仏教聖典に釈尊の侍者とされる資料は全く見出すことができない。とするならば侍者伝承に挙がるチュンダ沙彌はこの人物ではないということになる。

- (1) チュンダ沙彌が舍利弗の侍者として登場するのは *SN.047-013* (vol. V p.161) など。拙稿「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」、『印度学仏教学研究』(54-1)、2005年、pp.415~420 参照
- (2) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」pp.123~125 参照
- (3) *Apadāna 003-005-050* (p.101) : so ca pacchā pabbajitvā aṅgirasassa sāsane; cūlacundo ti nāmena, hessati satthu sāvako.
- (4) *DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) : cundo samaṇuddeso ti ayaṃ thero dhammasenāpatissa kaniṭṭhabhātiko. taṃ bhikkhū anupasaṃpannakāle cundo samaṇuddeso ti samudācaritvā therakāle pi tath' eva samudācarīṃsu. tena vuttaṃ cundo samaṇuddeso ti.

[3-1] 「チュンダ沙彌」ではなく、「チュンダ」または「チュンダカ」(*Cundaka*) と呼ばれる長老が、釈尊の侍者であるかのように登場する資料がある。それは *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* と『長阿含』002「遊行経」の次の箇所である。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II p.134)、*Udāna 008-005* (p.081) : 釈尊が多くの比丘とともにカクッター河に赴き、流れを渡りマンゴー樹林に赴く。そこで釈尊は長老チュンダカ (*āyasmā Cundaka*) に衣を4つに折って敷くように命じ、チュンダカは言われたようにする(偈文がつづき、そこでは‘Cunda’とも呼ばれる)。つづいて釈尊は阿難に鍛冶工子チュンダの後悔の念を取り除くための言葉を伝える。

『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.020上) : 爾時世尊即詣拘孫河。飲已澡浴與衆而去。中路止息在一樹下。告周那曰。汝取僧伽梨四牒而敷。吾患背痛欲暫止息。周那受教。敷置已訖佛坐其上。周那禮已於一面坐。而白佛言。我欲般涅槃。我欲般涅槃。佛告之曰。宜知是時。於是周那即於佛前便般涅槃。

ここでは釈尊がチュンダカ(遊行経「周那」)に衣を4つにたたんで敷くように命じている。これは侍者の行為とも考えられる。ただし白法祖訳「仏般泥洹経」(大正01 p.168下)、失訳「般泥洹経」(大正01 p.183下)、法顕訳「大般涅槃経」(大正01 p.198下) *Mahāparinirvāṇasūtra* (Teil II p.282) には該当箇所がない。

このチュンダカを鍛冶工子チュンダと同一視する説が有力である⁽¹⁾が、『長阿含』の記事によればこの周那は仏前にて般涅槃したともされ、このような役割を果たす者を在家者と見なすのには抵抗がある⁽²⁾。

(1) 中村元『ブツ最後の旅』岩波文庫、1980年、p.271(注「チュンダ」)

同『遊行経下』大蔵出版、1985年、p.493

同『ゴータマブツⅡ』春秋社、1992年、pp.288~293

(2) 北伝の侍者伝承では唯一『毘尼母経』だけが「均陀」を挙げている。『毘尼母経』が法蔵部所伝であるとした場合、北伝では同じく法蔵部所伝の『長阿含』にのみこのチュンダが登場していることは注目されよう。『毘尼母経』の帰部派については未だ定説はないようである。平川彰『律蔵の研究Ⅰ』春秋社、1999年、pp.270~272 参照。

[3-2] 以上のように、チュンダと呼ばれる人物が釈尊の侍者として登場する記述は明確なものを見出すことができない。これには *Samantapāsādikā* と『善見律毘婆沙』の侍者伝承にチュンダ沙彌が挙げられていないこととの関わりも考えられる。仮に「涅槃経」に登場

するチュンダが侍者伝承中の人物にあたるとしても、これは阿難以前の侍者とはならないため、雨安居地伝承の成道後初期との関わりはない。

[4] サーガタ (Sāgata)

[4-0] 北伝の侍者伝承では『毘尼母經』が「莎伽陀」を挙げる。文献で確認できるこの人名の梵語形は‘Svāgata’であり⁽¹⁾、しばしば見られる「善来」という漢訳はまさしくこれに対応する。漢音写には「莎伽陀」、「娑伽陀」、「娑竭陀」、「沙竭陀」、「西羯多」、「修伽陀」、「蔡掲」、「貨竭」、「茶竭」、「海」、「嚩偈妬」、「沙偈」、「沙曷」がある。不明なものも多いが、明らかに‘Sāgara’「海」、「Sugata」「善逝」、「Sāketa」(地名)と同一の訳語であるものも含まれている。‘Sāgata’‘Svāgata’以外の原音が存したことも予想される。

(1) *Divyāvadāna* ed. by E. B. Cowell and R.A. Neil ‘Svāgatāvadāna’ pp.167~193.

[4-1] サーガタが侍者として登場する原始仏教聖典には次のものがある⁽¹⁾。

諸律の比丘に飲酒を禁ずる「飲酒戒」の因縁譚であり、『四分律』、『五分律』は侍者とするが、*Vinaya*、『根本有部律』、『鼻奈耶』は侍者とは明記していない。

釈尊がチェーティ (Ceti) 国に遊行してバツダヴァティー (Bhaddavati) に住す。牧牛者らが釈尊に、編髮遊行者と龍がいるアンバティッタ (Ambatittha) に行かないようにと忠告する。サーガタがアンバティッタに至って龍を調伏する。釈尊はそれからコーサンビーに遊行し、サーガタの偉業を聞いたコーサンビーの優婆塞が六群比丘の提言でサーガタに酒を供養する。サーガタは倒れて釈尊に足をむける。「飲酒すれば波逸提」と制戒される。

諸律の挙げるこの記事の差異を以下に示す。①釈尊の所在、②サーガタが侍者とされるか否か、③阿難とともに登場する資料もあるのでその有無を文献ごとに示す。

Vinaya Pācittiya 051 (vol.IV p.108)

- ①チェーティ→コーサンビー
- ②侍者とはされない。
- ③阿難登場しない。

『四分律』「单提 051」(大正 22 p.671 中)

- ①チェーティ (支陀国) →コーサンビー (拘睺彌)
- ②「時尊者娑伽陀。爲佛作供養人。」
- ③制戒の場面に阿難が登場する。「爾時世尊知而故問阿難……」

『五分律』「墮 057」(大正 22 p.059 下)

- ①コーサンビー (拘舍彌) →バツダヴァティー (跋陀越邑)
- ②「時沙竭陀在佛後扇佛。」
- ③制戒の場面に阿難が登場する。「於時世尊天眼遙見告阿難……」

『十誦律』「波夜提 079」(大正 23 p.120 中)

- ①支提国・跋陀羅婆提邑
- ②侍者とはされない。
- ③制戒の場面に阿難が登場する。「爾時佛與阿難遊行到是處。」

『僧祇律』「单提 066」(大正 22 p.386 下)

①コーサンビー（拘睺彌）

②③「如善來比丘經中廣説」として詳細が不明。

『根本有部律』「波逸底迦 079」（大正 23 p.858 中）

①舎衛城→失収摩羅山（Śūsumāragiri）

②侍者とはされない。

③善來の出家以前から阿難が登場している。

『鼻奈耶』（大正 24 p.891 中）⁽²⁾

①舎衛國祇樹給孤獨園

②侍者とはされない。

③制戒の場面に阿難が登場する。

Vinaya 以外には阿難が登場しているので（『僧祇律』は不明）、もしサーガタが侍者であったとしても、サーガタを阿難以前の侍者と捉えることには抵触する。しかし物語の中心部分には登場せず、いわば形式的な登場の仕方であるから、この阿難は無視することが許されるかもしれない。『根本有部律』が舎衛城から失収摩羅山（Śūsumāragiri）とし『毘奈耶』が舎衛國とするのを除外すれば、釈尊の所在はチエーティかまたはコーサンビーであり、さらに *Vinaya* と『四分律』がチエーティからコーサンビーへの移動を記している。また『根本有部律』の失収摩羅山も注目しておくべきであろう。

(1) 原始仏教聖典以外では次のものがある。

Jātaka 081 Surāpāna-j. (vol. I p.360) : 釈尊が舎衛城で雨安居を過ぎてからバッドヴァティカーに赴く。サーガタは「ブッダの侍者」(buddhupaṭṭhāko) と呼ばれ、「凡夫の神通を具えていた」(pūthujjanikāya iddhiyā samannāgato) とされている。釈尊がバッドヴァティカーからコーサンビーに赴き、そこでサーガタが酒を飲む。

『沙曷比丘功德経』（大正 14 p.770 上）：釈尊は舎衛國祇樹給孤獨園。沙曷は須耶越国（？）で龍を降伏するが侍者とはされていない。阿難も登場する。この記事の特徴は沙曷の飲酒を「阿羅漢不復飢渴。用三事故。現醉臥耳。一者佛欲開化菩薩意。二者不欲逆布施家意。三者恐諸弟子未得道者。飲酒多失故。以此至戒檢之。沙曷比丘雖飲酒是爲不醉」として肯定することである。

(2) この資料ではサーガラ（海、嚙偈妬とも）はコーサラ（拘薩羅）からサーケータ（嚙祇多）に赴いて、そこから遠くない阿末提吐（アンパティッタ）で龍を降伏した後、釈尊のいる舎衛城・祇園精舎に至る。

[4-2] これも律蔵の記述であるが、ソーナ・コーリヴィサ（守籠那、首樓那・二十億）の足の裏に毛が生え、ソーナがピンビサーラの召喚を受けてチャンパーから王舎城に来る。その時、サーガタが侍者であったというものがある。ソーナが出家して過剰の経行ゆえに足から出血し、比丘に一重の履物が許される。①釈尊の所在、②サーガタが侍者であることを示す文章を挙げる⁽¹⁾。

Vinaya Cammakhandhaka (vol. I p.179)

①王舎城・耆闍崛山

②「その時、長老サーガタが世尊の侍者であった」(tena kho pana samayena āyasmā sāgato bhagavato upaṭṭhāko hoti)

『四分律』「皮革健度」（大正 22 p.843 中）

①王舎城・耆闍崛山

②「時有長老娑竭陀。爲佛給使。在異處磐石上坐」
『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）

①王舎城・耆闍崛山

②「時長老娑竭陀・於山中盤石上經行……佛語娑竭陀。汝起扇佛。受教起扇。」

ここでは何れの資料にも阿難は登場しない。場所はすべて一致して王舎城・耆闍崛山である。

(1) 『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.183 上）は阿難が侍者を務めており、サーガタは登場しない。

[4-3] この比丘の事績には火と関連するものが多い。AN.001-014 (vol. I p.025) において「火界三昧に巧みな者の第一」（*tejodhātukusalānaṃ yadidaṃ sāgato*）とされ、同様に『増一阿含』004-008（大正 02 p.558 中）は「入火三昧普照十方。所謂善來比丘是」、『阿羅漢具徳経』（大正 02 p.831 中）は「復有聲聞能具火界神通、修伽陀苾芻是」とする。また『十誦律』「波羅夷 004」（大正 23 p.013 中）には、釈尊の所在は不明であるが、長老サーガタ（莎伽陀）が「私が入定すれば阿鼻地獄から上は阿迦膩吒天まで火で一杯にすることができる」と諸比丘に語り、それを聞いた諸比丘がサーガタに大妄語の犯戒の疑いをかけ、釈尊が嫌疑をはらすという話も伝わる。サーガタを火と関連付けるこれらの記事は恐らく上に見た飲酒戒の制戒因縁譚でサーガタが火を用いて龍を退治することを反映するものであろう。

出自に関しては、アッタカターでは舎衛城のバラモンの家系に生まれたとあるのみで詳しいことはわからないが⁽¹⁾、北伝では『根本有部律』「波逸底迦 079」（大正 23 p.857 上）に幾分詳細に記されている。

シュシュマーラギリ（*Śuśumārāgiri*：失収摩羅山）⁽²⁾ のふもとの聚落に住むボーダ（*Bodha*：浮図）という長者に、後に給孤独長者の息子の嫁になった娘（名前は不明）と善來が生まれたとする。しかし善來の薄福力のために家財、両親が失われ、善來は人々から‘*Durāgata*’（悪來）と呼ばれるようになった。悪來は姉を訪ねて舎衛城に赴き、そこで出家するというものである。これによればサーガタの生まれ故郷はシュシュマーラギリということになる。

(1) AN.-A. (vol. I p.325) *sāvattthiyaṃ brāhmaṇakule nibbatti. sāgataṃāṇavo ti 'ssa nāmaṃ akāṃsu. so aparabhāge satthu dhammadesanaṃ sutvā paṭiladdhasaddho pabbajitvā aṭṭha samāpattiyo nibbattetvā tattha vasībhāvaṃ pāpuṇi.*

(2) 『根本有部律』は「橋閃毘失収摩羅山」とするのでシュシュマーラギリ（失収摩羅山）をコーサンビー（橋閃毘）内の地とみなすようであるが、シュシュマーラギリ（パーリでは *Suṃsumārāgira*）はバグガ（*Bhagga, Bharga*）国にあるとされるのが一般的であり、これは誤りであろう。*Divyāvādāna* も p.181 で *Bharga* 国としている。なお *Divyāvādāna*、‘*Svāgatāvādāna*’ の記述はこの『根本有部律』の記事に比べてより詳細になっているが、粗筋はほぼ同様である。

[4-4] 先に見たようにサーガタがアンバティッタの龍を退治する記事では、侍者と明記される場合と明記されていない場合とがあり、また阿難の登場も無視されるべきではないが、*Vinaya*、『四分律』ではサーガタの移動に伴い釈尊の所在がチエーティ国からコーサンビーに移動している。バツダヴァティー（跋陀越邑）がチエーティ国内とすれば、『五分律』も

コーサンビーからチェーティに移動したことになる。『十誦律』はチェーティ国内ですべての事件が起きている。『僧祇律』も釈尊の所在をコーサンビーとしており、『根本有部律』と『鼻奈耶』を除く伝承が、チェーティとコーサンビーに関連付けることで一致する。

一方の雨安居地伝承であるが、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』は第9年をコーサンビーとするから、サーガタの事績と関連があることになる。さらにこれに続く第10年をアッタカターはパーリレツヤカとするけれども、『僧伽羅刹所集経』は「枝提山」とする。この「枝提山」がチェーティの音写である「支提」と関連していると見れば、この『僧伽羅刹所集経』の伝承の背景にこのサーガタの事績があるとも考えられる⁽¹⁾。しかし *Vinaya* や『四分律』においては釈尊はチェーティからコーサンビーへと移動されたとするのであるから、雨安居地伝承の年次とは逆になる。

またソーナ・コーリヴィサの記事ではサーガタが王舎城の耆闍崛山において侍者として登場するが、『僧伽羅刹所集経』の第2年から第4年が「靈鷲頂山」を雨安居地として挙げており、これと一致している。

また『根本有部律』では、サーガタを釈尊の侍者とはしないが、シュシュマーラギリとの関連を記しており、アッタカターの雨安居地伝承の第8年のバツガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラ林と関連を有する可能性も否定できない⁽²⁾。この場面においてサーガタを侍者と記していないとしても、彼を侍者とする伝承を持っていなかったとは断定できないからである。なお原始仏教聖典にスンスマーラギラで釈尊が雨安居を過ごされたとする記事があるけれども、そこにはサーガタは登場しない⁽³⁾。

(1) 本「モノグラフ」第6号【論文5】pp.109～113において、パーリレツヤカをチェーティ国内の地と見なすことでアッタカターと『僧伽羅刹所集経』の伝承の調和を試みたが、これは訂正されるべきであるかもしれない。アッタカターでは、コーサンビーの破僧をきっかけとしてひとりになることを望んだ釈尊がパーリレツヤカに赴いてそこで象による供養を受けたという伝承を受けて、第9年コーサンビー→第10年パーリレツヤカという伝承になったことは間違いないが、これでは『僧伽羅刹所集経』が枝提山とする理由が説明できなかった。ちなみに『八大靈塔名号経』とプトンの回数のみを伝える雨安居地伝承もチェーティに還元され得る「宝塔山」‘mchod rten ri’ (=Caityagiri) に1回の雨安居を数えるが、パーリレツヤカに対応する地を欠いている。アッタカターと北伝の雨安居地伝承が細部に関しては互いに異なる根拠にもとづいて形成されていることを示していると思われる。

(2) スンスマーラギラと『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承に挙がる「鬼神界」および回数のみを伝える雨安居地伝承の「尸輪那」‘byis pa gsod’、
「毘沙林」‘sman gyi nags’との一致の可能性については本「モノグラフ」第6号【論文5】pp.063～068参照。

(3) 本「モノグラフ」第6号【論文5】p.076参照。

[5] ラーダ (Rādha)

[5-0] アッタカター資料のなかで、この比丘を阿難以前の侍者とするのは *AN.-A.* (ビルマ版) だけであるが、漢訳では『大智度論』が「羅陀」を侍者の一人として数えている。

[5-1] このラーダは、漢訳『雑阿含』111 (大正02 p.037下)～129 (大正02 p.041上)に、「時侍者比丘。名曰羅陀」として登場する羅陀に相当すると考えられる。これらの経の舞台はすべて「摩拘羅山」である。これらの経の中で、ラーダは釈尊に魔とは何か、衆生とは何かと数々の質問をするのであるが、これと一致するパーリの対応経ではラーダが

一度も侍者として示されない。AN.-A. (ビルマ版) にラーダが侍者として挙げられるにもかかわらず、聖典では侍者とされていないということになる。伝承の過程で AN.-A. (ビルマ版) に混入したものとも考えられるが、どうやって紛れ込んだのかその過程が説明できないため、無視すべきではない。

これに対応するラーダが登場するパーリ聖典資料は以下のものである。

SN.022-071 (vol.Ⅲ p.079)

SN.023-001 (vol.Ⅲ p.188) ~023-046 (vol.Ⅲ p.201) Rādhasaṃyutta 全体

SN.035-076 (vol.Ⅳ p.048) ~035-078 (vol.Ⅳ p.049)

釈尊の所在はこれらパーリ資料では、舎衛城とされるかまたは説処を欠く。

[5-2] この比丘は AN. で「弁才第一」 (paṭibhāneyyakānaṃ yadidaṃ rādho)、『阿羅漢具徳経』(大正 02 p.832 上) で「復有聲聞有所言論具大辯才。囉陀苾芻是」とされるが、経典での彼の役目はただ質問を釈尊に投げかけるだけであり、如何なる理由で「弁才第一」とされるのか疑問が生じるが、これに対する回答は AN.-A. (vol. I p.327) に「弁才第一とは、師の法の説示の弁才の縁になる、〔釈尊に〕弁才を生じさせる比丘の中でラーダが第一であることを示している。なぜなら長老に見解を提供し、長老に信が定まることによって、十力 (= 仏) につぎつぎと新しい法の説示が現れる。それゆえ長老は弁才第一となった」と説明される⁽¹⁾。

出自については AN.-A. (vol. I p.328) と *Theragāthā-A.* (vol. II p.012)⁽²⁾ は王舎城のバラモンの出で、年老いて舎利弗によって出家したとする。ただし同じ南伝でも *Dhammapada-A.* (vol. II p.104) は舎衛城の貧しいバラモンとする。しかしこの *Dhammapada-A.* の記事も、舎利弗がかつて王舎城においてラーダに会ったことを伝えているので、生まれは王舎城であると解釈し得る。

(1) AN.-A. (vol. I p.327) : paṭibhāneyyakānaṃ ti satthu dhammadesanāpaṭibhānassa paccayabhūtānaṃ paṭibhājanakānaṃ bhikkhūnaṃ rādhatthero aggo ti dasseti. therassa hi diṭṭhisamudācāraṃ ca okappaniyaṃ saddhañ ca āgama dasabalassa navanavā dhammadesanā paṭibhāti. tasmā therō paṭibhāneyyakānaṃ aggo nāma jāto.

(2) *Theragāthā* vs.133, 134 の註

[5-3] 雨安居地伝承との関連をいえば、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』がともに釈尊の成道後第6年の雨安居地をマンクラ山とすることが注目される。またこのマンクラ山がナーガパーラとも関係のあることはすでに述べたとおりである。またそこですでに触れたことであるが、パーリのアッタカターが釈尊の雨安居地としてマンクラ山を挙げるにもかかわらず、パーリ聖典の中にはこの地名が見出せない。ここでも『雜阿含』がマンクラ山とするところを、対応する SN. がすべて舎衛城としていることに表れている。この問題は後に詳しく検討する。

[6] メーギヤ (Meghiya)

[6-0] この比丘の名前の梵語形は確認できない。漢訳はすべて音写であり、「彌薩」「彌企哥」「彌奚」「彌喜」「彌喜迦」「彌卑喩」「彌祇迦」「迷祇迦」がある。「彌企哥」「彌喜迦」「彌祇迦」「迷祇迦」からは 'Meghika' と還梵できよう。

[6-1] 原始仏教聖典にはこの比丘の事績は侍者として登場する一つのものしか知られていないため、侍者伝承に挙がるメーギヤは確実にこの人物である。パーリでは AN.009-001-003 (vol.IV p.354) と *Udāna* 004-001 (p.034) に、北伝では『中阿含』056「彌醯經」(大正01 p.491上)にほぼ同一の記事が伝わっている。そこでメーギヤは侍者でありながら、ナーガサマーラと同じく釈尊の命令に逆らう。

釈尊がメーギヤを侍者としてチャーリカーのチャーリカー山におられた時、メーギヤがジャントゥ(Jantu)村での行乞を申し出て、許しを得て村に入る。メーギヤは食後にキミカーラー(Kimikālā)河の岸を経行し、美しいアンバ林を見出す。メーギヤは釈尊のところに赴き、キミカーラー河のアンバ林で修行する許しを求める。釈尊は「われわれは2人しかいないので他の比丘が来るのを待て」と引き止めるが、3度の請いで許し、メーギヤはアンバ林に行つて禅定に入る。すると三悪尋(欲尋・恚尋・害尋)が起きたため、釈尊のもとに戻る。釈尊は教誡を与える⁽¹⁾。

以下に、①釈尊の所在と、②メーギヤがその時の侍者であることを示す文章を挙げる。

AN.009-001-003 (vol.IV p.354)

①チャーリカー(Cālikā)のチャーリカー山(Cālikā-pabbata)

② *tena kho pana samayena āyasmā meghiyo bhagavato upaṭṭhāko hoti.*

Udāna 004-001 (p.34)

①チャーリカー(Cālikā)のチャーリカ山(Cālika-pabbata)

② *tena kho pana samayena āyasmā meghiyo bhagavato upaṭṭhāko hoti.*

『中阿含』056「彌醯經」(大正01 p.491上)

①摩竭陀國。在闍闐村莽椽林窟

②「爾時尊者彌醯爲奉侍者」

『中阿含』にはチャーリカーにあたる地名が挙げられておらず、メーギヤが釈尊をひとり残して赴いた先のジャントゥ村のアンバ林(闍闐村莽椽林)が釈尊の所在になっている。

(1) 原始仏教聖典以外では *Dhammapada-A.* (vol. I p.287) に同様の記事がある。また『阿毘達磨大毘婆沙論』(大正27 p.090中)に「迷祇迦」が「一林中」で、『阿毘曇毘婆沙論』(大正28 p.074下)に「彌祇迦」が「菴羅林中」で三悪尋を起こした記事が見られる。

[6-2] この比丘の出自は *Theragāthā* (v. 66) の註によればカピラヴァットウの釈迦族の王家の生まれである⁽¹⁾。

この比丘の事績として『増一阿含』004-010(大正02 p.558下)は「修習日光三昧。所謂彌奚比丘是」と、『阿羅漢具徳經』(大正02 p.831下)は「復有聲聞而能止息未生煩惱。彌企哥苾芻是」とする。日光三昧を修習したことについては他に記述を見出すことができないが、「能く未生の煩惱を止息する」というのは三悪尋を起こしたメーギヤが、釈尊から教誡を受けてそれを鎮めたことと関係するのであろう。

(1) *Theragāthā-A.* (vol. I p.159) : *imasmiṃ buddhuppāde kapilavatthusmiṃ sākiyarājakule nibbatti, tassa meghiyo ti nāmaṃ ahoṣi. so vayappatto satthu santike pabbajitvā bhagavantam upaṭṭhahanto*

[6-3] 雨安居地伝承との関連は、チャーリカー山はアッタカターの雨安居地伝承の第13年と第18年の‘Cāliya-pabbata’、『僧伽羅刹所集經』の第19年と第21年の「柘梨山」に見出される。なお、この地における釈尊の事績はこのメーギヤとの一件しか伝えられてお

らず、雨安居地伝承がこの地を2回数える理由は不明とせざるを得ないし、いかなる理由で南伝・北伝二つの系統の雨安居伝承においてその年次が異なるのかも分からない。

[7] ナーギタ (Nāgita)

[7-0] アッタカターの侍者伝承のすべてが挙げる人名であるが、漢訳では『善見律毘婆沙』にのみ挙がる。北伝では侍者として数えられなかったことを意味している。

[7-1] ナーギタが釈尊の侍者として登場する原始仏教聖典資料を挙げる。

DN.006 Mahāli-s. (vol. I p.150) に次の記事があるが、これに対応する漢訳はない。釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられ、その時ナーギタ長老が世尊の侍者であった (tena kho pana samayena āyasmā nāgito bhagavato upaṭṭhāko hoti)。リッチャヴィのオッタッタ (Oṭṭhaddha) = マハーリ (Mahāli) が釈尊のところに至り、「リッチャヴィ人のスナッカッタが数日前に自分のところに来て、『私は世尊のもとに住してからもうすぐ3年である。天の色 (dibba-rūpa) を見ることができるようになったが、未だ天の音声 (dibba-sadda) を聞くことができない』と語った」と釈尊に語る。

[7-2] 以下の記事においてもナーギタが侍者として登場する。しかし「侍者」であると明記するのはパーリのみであり、2つの漢訳の対応経は同様の記事であるにもかかわらず、彼を侍者とは明記しない。

釈尊が大比丘衆とともにコーサラを遊行し、イッチャーナンガラ (Icchānaṅgala) というバラモン村に至り、イッチャーナンガラ林に住した時に、住民たちが我先に釈尊に供養しようと集まったので、ナーギタがそれを受けられるように勧める。釈尊は彼に欲を離れるべきことを説くというものである。

これを伝える AN.005-003-030 (vol. III p.030)、AN.006-004-042 (vol. III p.341)、AN.008-009-086 (vol. IV p.340) の3経は、場面設定に違いはなく、ナーギタに対して説かれる説法の内容にのみ違いがある。この時ナーギタが侍者であったことは「その時、ナーギタ長老が世尊の侍者であった」 (tena kho pana samayena āyasmā nāgito bhagavato upaṭṭhāko hoti) と明記されている。

漢訳の対応経である『雑阿含』1250 (大正 02 p.343 中) は場所をコーサラ (拘薩羅) のイッチャーナンガラ村 (一奢能伽羅聚落) のイッチャーナンガラ林 (一奢能伽羅林) とし、もうひとつの対応経の『雑阿含』1251 (大正 02 p.344 上) は「拘薩羅・那楞伽羅聚落」として少し異なっている。ナーギタ (那提迦) ⁽¹⁾ は侍者として示されていない。

(1) 「那提迦」から推定される梵語原語はナーディカ (Nādika) である。

[7-3] 原始仏教聖典からこの比丘について知られることは少ない。「カッサバ」を姓とすることが知られるのみである ⁽¹⁾。

Theragāthā (p.013) の v.86 がこの比丘の詩として伝えられるが、その註 Theragāthā-A (vol. I p.193) によれば、カピラヴァットウにおいて釈迦族の王家に生まれたとされている ⁽²⁾。

(1) DN.006 Mahāli-s. (vol. I p.150) で彼は 'Kassapa' と呼びかけられている。

(2) Theragāthā-A. (vol. I p.193) : imasmim buddhuppāde kapilavatthunagare sakyarājā-kule nibbatti, nāgito ti 'ssa nāmaṃ ahoṣi. so bhagavati kapilavatthusmim viharante

madhupiṇḍikasuttaṃ sutvā paṭiladdhapasādo pabbajitvā, vipassanaṃ vaḍḍhetvā arahattaṃ pāpuṇi.

[7-4] 雨安居地伝承との関連は、ナーギタがヴェーサーリーにおいて釈尊の侍者を務めていたとする [7-1] の資料は、南・北の雨安居地伝承が第5年にヴェーサーリーを置くことと対応させることができる。しかし [7-2] のイッチャーナンガラは、侍者伝承と雨安居地伝承を関連づけるわれわれの仮説からすれば、なぜ雨安居地伝承にこの地が挙げられていないのかという疑問を惹起する。あるいはこれは漢訳文献がナーギタを侍者としないことが関係しているのかもしれない。

[8] ウパヴァーナ (Upavāna)

[8-0] 梵文資料から確認できる梵語表記は 'Upamāna' であり、漢音写では「優波摩那」、
「鄔波摩那」、「優波摩」、「優婆摩」などがこれに対応する。「優和洹」は Upavāna に
対応するであろう。「優頭槃」、「梵摩那」、また漢訳「白淨」の原語は特定できない。

[8-1] ウパヴァーナが侍者とされる資料の中には、阿難とともに登場するケースが多い。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.137) に、釈尊がクシナーラーの娑羅双樹の下で
横になった後に、前で扇いでいたウパヴァーナを釈尊が退け、「長時に世尊の侍者、側近者、
近従者であった」 (dīgharattaṃ bhagavato upaṭṭhāko santikāvacarō samīpacārī) ウパヴァーナ
をなぜ、今際の時に (pacchime kāle) 退けられるのかと尋ねる阿難に対して、神々が集
まってきて釈尊を見ようとしているが、大威力あるウパヴァーナが邪魔になって見えないか
らであると答える記事がある。これと対応する記事は他の涅槃経では以下のような (1)。

『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.021上)：爾時梵摩那在於佛前執扇扇佛。佛言。
汝却。勿在吾前。時阿難默自思念。此梵摩那常在佛左右供給所須。當尊敬如來視無厭足。
今者末後須其瞻視。乃命使却。意將何因。

白法祖訳『仏般泥洹経』(大正01 p.169上)：佛起至鹽呵沙。得牀猗右脇臥。有一比丘。
名優和洹。當佛前立。佛言、無當吾前。阿難白言。自吾親侍二十五年。未曾見比丘直自
來進不問阿難。佛言是比丘。於彼諸天。最有威神。聞佛滅度故。直自前貪欲見佛。

法顯訳『大般涅槃経』(大正01 p.199上)：爾時有一比丘。名優波摩那。如來昔日未取
阿難爲侍者時、其恒執事看視如來。時優波摩那。既見如來臥雙樹下。心大苦惱。在佛前
立。爾時世尊而告之言。汝今不須當我前倚。優波摩那即却一面。爾時阿難心生疑念。我
侍佛來。經歷年載。未曾見佛作如此語。今日何故。不聽前立。

『根本有部律雜事』(大正24 p.394中)：爾時具壽鄔波摩那在佛前立。佛告鄔波摩那。
汝今不應對我前住。時此苾芻即離佛前。時阿難陀白佛言。我侍世尊二十餘年。未曾聞作
僞訶責言如鄔波摩那苾芻。

Mahāparinirvāṇasūtra (Teil III p.356) : tena khalu sama(y)e(nā)yuṣmān upamāno
bhaga(vataḥ purastāt sthito 'bhūḍ bhagavantam vijayan) (atha bhagavān āyusmantam
upamānam āmantrayate. bhi)k(ṣ)o mā m(e) purastāt tiṣṭha. athāyusmān (ānando
bhaga)vantam idam avocat. (viṃsatim varṣāni samadhikāni bhadanta mayā bhagavān
upasthitah. nāśrauṣam pūrve evaṃvidhām paruṣām vācam yathāyusmata
upamānasyāvasāde.

その時、ウパマーナ長老が世尊の前に立って、世尊を扇いでいた。その時、世尊はウパマーナ長老に呼びかけた。「比丘よ、私の前に立ってはならない」。それから阿難長老は世尊にこのように言った。「尊師よ、20余年間わたしは世尊に仕えてきましたが、世尊がウパマーナを叱責されたこのようにきつい言葉を今まで聞いたことがありませんでした。」

ただし、*DN.016*、『長阿含』002、『根本有部律雜事』と *Mahāparinirvāṇasūtra* の記述は、阿難とウパヴァーナの両者が同時に釈尊の侍者として登場しているのに、他の資料はその矛盾を回避しようとしたものか、侍者は阿難のみになっている。

白法祖訳ではウパヴァーナを神々の中でもっとも威力のある者が姿を変えたものとして、阿難の訝りは自身に仲介を頼まずに直接釈尊の前に立つ者を見るのははじめてであるというものである。法顕訳はあえて「昔日」と限定し、ウパヴァーナが阿難以前の侍者であったことを強調する。

阿難以外の侍者について、それを阿難以前と見る見解と、かならずしも阿難以前とは見ずに2人の侍者が同時に登場することに異をはさまない見解があったことが伺える。

- (1) 他に『婆沙論』（大正 27 p.078 上）：遠去苾芻勿我前住。世尊臨欲般涅槃時。尊者白淨在佛前住以扇扇佛。

[8-2] 次の記事も阿難とともにウパヴァーナが侍者として登場するケースである。*DN.029 Pāsādika-s.* (vol. III p.117) に、釈尊が釈迦族のヴェーダンニャという家族が所有するアンバ林中の高殿に (*vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde*) おられた時、パーヴァーで雨安居を過ごし終えたチュンダ沙彌が、ニガンタ・ナータプッタの死をまずサーマ村 (*Sāmagāma*) にいた阿難に伝え、それから2人で釈尊に報告する。それに因んで法が説かれ、説法の最後にその時釈尊の背を扇いでいたウパヴァーナが (*tena kho pana samayena āyasmā upavāno bhagavato piṭṭhito ṭhito hoti bhagavantam vijayamāno*) この教説を何と名づけるかと釈尊に問う (p.141) (1)。

しかし対応経の『長阿含』017「清浄経」（大正 01 p.072 下）においては、この役目を阿難が担っておりウパヴァーナは登場しない (2)。

ここに登場する阿難は、釈尊と別の場所に滞在しているように解釈できるため疑問が生じるが、取次ぎをしていることから侍者として振舞っているとも考えられる。なおウパヴァーナは登場しないが、同様の記述が *MN.104 Sāmagāma-s.* (vol. II p.243)、『中阿含』196「周那経」（大正 01 p.752 下）、『息諍因縁経』（大正 01 p.904 中）にあり、ここでは釈尊と阿難は両者ともサーマ村にいる。

- (1) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】pp.123,124 参照。

- (2) 『長阿含』017「清浄経」（大正 01 p.076 中）：爾時阿難在世尊後執扇扇佛。即偏露右肩右膝著地。叉手白佛言。甚奇世尊。此法清淨微妙第一當云何名。云何奉持。

[8-3] 次の記事は、侍者の阿難が侍者の役目をウパヴァーナに一時的に託すように解されるケースである。*AN.005-017-166* (vol. III p.192) に釈尊の所在は不明であるが、舍利弗の説にウダーイが反論し、それを伝え聞いた釈尊がウダーイやその場に居合わせた諸比丘を叱る。阿難も居合わせたために釈尊に叱られる。阿難は「釈尊が独坐から起って比丘衆の前に到来されたら、釈尊の質問に答えてほしい」とウパヴァーナに依頼するという記事が

ある。

漢訳対応経の『中阿含』022「成就戒経」（大正01 p.449下）は釈尊の所在を舍衛国・勝林給孤独園とし、阿難の振る舞いを以下のように記す。「（p.450上）爾時尊者白淨比丘在於衆中。尊者阿難白尊者白淨。是他所作。而我得責。尊者白淨。世尊晡時必從禪室出。至比丘衆前。敷座而坐。共論此義。尊者白淨應答此事。我極慚愧於世尊所及諸梵行。」

[8-4] 次の記事ではウパヴァーナが阿難とともにではなく、単独で釈尊の侍者として登場する。釈尊が体調をくずされ、侍者ウパヴァーナ長老がバラモンのデーヴァヒタ（Devahita 天作婆羅門）のもとへお湯をもらいに行くというものである。これを伝える経は以下のものである。冒頭を示す。

SN.007-002-003 (vol. I p.174) : 舍衛城因縁。その時世尊は風病になやまされておられた。そして長老ウパヴァーナが世尊の侍者であった (sāvattthinidānaṃ. tena kho pana samayena bhagavā vātehi ābādhiko hoti. āyasmā ca upavāno bhagavato upaṭṭhāko hoti) (1)。

『雑阿含』1181（大正02 p.319中）：一時佛在拘薩羅人間遊行、至浮梨聚落、住天作婆羅門菴羅園中。尊者優波摩爲侍者。爾時世尊患背痛。

『別訳雑阿含』095（大正02 p.407中）：一時佛遊拘薩羅。爾時彼國有婆羅門、名曰天敬、其聚落中、有止客舍。爾時尊者優波摩那、爲佛侍者、止客舍中。如來于時、微患風動苦於背痛。

『増一阿含』035-007（大正02 p.699下）：一時佛在羅闍城迦蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。爾時世尊告優頭繫。汝今入羅闍城求少温湯。所以然者。如我今日脊患風痛 (2)。（侍者とは明記されない。）

Theragāthā (vs. 185,186) : 「この世の応供、善逝、牟尼が風病に悩まされておられます。もしも、温水があれば聖者に差し上げてください。バラモンよ。」 (arahaṃ sugato loke vāteh' ābādhito muni; sace uṇhodakaṃ atthi munino dehi brāhmaṇa.) 「供養されるべき者らに供養される方、尊敬されるべき者らに尊敬される方、敬意を払われるべき者らに敬意を払われる方、その方のもとにわたしは温水を運びたいのです」 (pūito pūjaneyyānaṃ sakkareyyāna sakkato; apacito apacineyyānaṃ tassa icchāmi hātave)

(1) *Dhammapada-A.* (vol. IV p.232) にも同様の記事があるが、侍者とは明記されない。

(2) 『増一阿含』ではデーヴァヒタ・バラモンの役目を担う人物が「毘舍羅長者」である。

[8-5] ウパヴァーナが侍者として登場しない資料には以下のものがある。釈尊の所在と簡単なコメントを付して紹介する。

SN.012-026 (vol. II p.041) : 舍衛城。ウパヴァーナが釈尊に苦の生起について問う。漢訳対応経なし。

SN.035-070 (vol. IV p.041) : 処成就なし。ウパヴァーナが釈尊に「現見法」(sanditṭhika-dhamma) について問う。漢訳対応経なし。

SN.046-008 (vol. V p.076) : 釈尊登場せず。コーサンビー、ゴーシタ園において舍利弗（漢訳では阿提目多）がウパヴァーナのところへ行き、七覚支に関して質問する。（対応経）『雑阿含』719（大正02 p.193中）：釈尊登場せず。巴連弗邑・鷄林精舍

とする。「優波摩」。

AN.004-018-175 (vol. II p.163) : 処成就なし。釈尊登場せず。ウパヴァーナが舍利弗に知や行による滅 (vijjāyantakara) があるか否かを質問する。漢訳対応経なし。

[8-5] 出自については *Theragāthā* (p.024) の vs.185,186 がこの比丘の詩であり、その註によれば、舎衛城においてバラモンの家系に生まれ、祇園精舎の受領の際に (jetavanapaṭiggahaṇe) ブッダの威神力を見て信を得て出家したという⁽¹⁾。

また『増一阿含』004-006 (大正 02 p.558 上) に「計我無常。心無有想。所謂優頭槃比丘是」とある。これについて『分別功德論』(大正 25 p.050 上) は次のように説明する。「前生に長老師父を見ればこれにつかえ、中年を見れば兄のようにこれを敬い、自身より小さい者を見れば弟のようにいとおしんで、たいへん謙虚でつつしみぶかかったので、その大きな果報を得て比丘となり侍者になることができた。身体は高大であったけれどもそれを恃むことなく、非我にして身に常主なしとつねにおもい、明らかな智慧をそなえて心に是非がなかった」⁽²⁾。またこれにつづいて、ウパヴァーナの身体が高大であったことに関して、釈尊が帰郷する際に、自身より身体の大きいウパヴァーナと密迹力士を左右に置いたことなどが記されている。またウパヴァーナを「マガダ国人」(摩竭國人) と明記している点で、彼を舎衛城のバラモンとする南伝と異なっている。

(1) *Theragāthā-A.* (vol. II p.056) : imasmiṃ buddhuppāde sāvattiyam brāhmaṇakule nibbattivā upavāno laddhanāmo. so vayapatto jetavanapaṭiggahaṇe buddhānubhāvaṃ disvā, paṭiladdhasaddho pabbajitvā

(2) 『分別功德論』(大正 25 p.050 上) 所以稱優頭槃比丘計我無常爲第一者。此比丘宿行恭敬。若見長老師父事之。若見中年敬之如兄。於己小者愛之如弟。謙恪之至故受殊大之報。得爲比丘侍佛左右。雖有高大之形。常不自恃。恒計非我身無常主。解達明慧。心亡是非。故能遺形。喪僑謙遜爲首。

[8-6] 上記のように侍者としてのウパヴァーナは阿難とともに登場することが多く、その際の釈尊の所在は確認できるものとしては、クシナーラー、釈迦国のヴェーダンニヤ、舎衛国の祇園であり、ウパヴァーナが侍者としてではなく登場する際の釈尊の所在としては舎衛城とするものが一件ある。また釈尊が登場しない経においてウパヴァーナが単独でコーサンビーとパータリプッタに見出される。

唯一阿難をとともなわずにウパナダが侍者として登場する [8-4] の諸文献における釈尊の所在は、舎衛城、コーサラ国の浮梨聚落の天作婆羅門菴羅園、コーサラ国の天敬婆羅門の聚落など、雨安居地伝承の成道後初期に挙がらない地であり、また王舎城の迦蘭陀竹園とする『増一阿含』はウパヴァーナを侍者とししない。

ウパヴァーナと雨安居地伝承との関連を見出すことは困難である。

[9] *SN.-A.* (vol. I p.258) の挙げる 'Bodhi'

[9-0] この人物については全く不明である。ただ『阿羅漢具徳経』(大正 02 p.832 中) に「復有聲聞常具多喜。正覺苾芻是」とあるこの「正覺苾芻」が、あるいはそうであるかもしれないと言えるのみである。

[10] 『毘尼母経』の挙げる「迦葉」

[10-1] この迦葉はウルヴェーラ・カッサパのことであると考えられる。なぜならばこれを侍者として挙げる『毘尼母経』(大正 24 p.827 中)自身にビンビスーラ王が成道後の釈尊にはじめて会う場面で、釈尊と迦葉のどちらが師でどちらが弟子であるのか疑い、それを知った釈尊が迦葉に対して自身を扇ぐように命じる記述があるからである⁽¹⁾。

『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.797 下)⁽²⁾、『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 上)⁽³⁾にも同様に、迦葉に扇がせる記事がある。

釈尊の所在は以下のとおりである。

『毘尼母経』：摩竭提国

『四分律』：摩竭国界・杖林(Latthivana)中・善住尼拘律樹王(Suppatittha Cetiya)下

『五分律』：王舎城

(1) 『毘尼母経』(大正 24 p.827 中)：爾時摩竭提国瓶沙王諸従來者。疑猶未解。佛與迦葉各説二偈。爲是誰勝。佛知此念。即告迦葉。汝持扇扇吾。迦葉即起捉扇扇佛。

(2) 『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.797 下)：時世尊、知摩竭国人心中所念已、告迦葉言。汝起爲吾扇背。答言爾。時迦葉受佛教已、即從坐起上昇虚空、還下禮世尊足、以手摩捫如來足、以口鳴之自稱姓字。世尊是我師。我是弟子。即持扇在如來後而扇。

(3) 『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 上)「佛知其心便告迦葉。汝起扇佛。即受教起扇」これ以外の対応する記述を持つ資料については本「モノグラフ」第3号 pp.148~150 参照。

[10-2] 雨安居地伝承とこの侍者とされるウルヴェーラ・カッサパとの間に関連があるとすれば、関わりを有するのは第2年から第4年に挙がる王舎城の竹林園あるいは靈鷲頂山であろう。『四分律』や『五分律』などの「受戒捷度」の物語る伝では、釈尊はパーラーナシーのイシパタナからウルヴェーラーに移り、そこで三迦葉を教化した後、彼らを連れて王舎城に遊行して、そこで竹林園を受けるからである。しかし3年間連続の王舎城における雨安居の根拠にはならない。

[11] 『毘尼母経』の挙げる「優陀夷」

[11-1] ウダーイは同名の者が複数いるが、『長阿含』018「自歡喜経」(大正 01 p.076 中)の(p.079 上)に登場する釈尊を扇ぐウダーイ(鬱陀夷)がこれに相当すると思われる。釈尊が那難陀城の波波利菴婆林におられた時のこと、舍利弗が釈尊に対して「過去、現在、未来の沙門・婆羅門の中で、智慧と神足と功德力が釈尊を超える者はいない」と獅子吼し、その時ウダーイが釈尊の背後で扇いでいた(爾時尊者鬱陀夷、在世尊後執扇扇佛)という記事である⁽¹⁾。しかしこれに対応するパーリの *DN.028 Sampasādanīya-s.* (vol. III p.099) では、ウダーイが登場するものの侍者のような役割を与えられていない。この経の仏在処はナーランダラーのパーヴァーリカ・アンバ林である。

(1) ここにおいても『毘尼母経』と『長阿含』の関連が注目される。先の「均陀」が『長阿含』002「遊行経」の「周那」[3-1]と、「迦葉」が『四分律』「受戒捷度」のそれ[10-1]と、そしてこの「優陀夷」が『長阿含』018「自歡喜経」の「鬱陀夷」と調和を見せており、ここから『毘尼母経』の帰属部派を考えるなら法蔵部ということになる。

[11-2] ナーランダラーはいずれの雨安居地伝承にも挙げられないため、このウダーイを雨安居地伝承と関連づける要素はない。

[12] 『大智度論』の挙げる「密跡力士」

[12-1] 『大智度論』の侍者伝承は2つあり、ひとつは「常侍従世尊執持應器」する者たちのリストであり、もうひとつは「内眷屬」とされる者たちのリストである。後者のリストにおいて阿難につづいて「密跡力士」(Vajrapāṇi)が挙がる。

「内眷屬」はかならずしも侍者のことではないかもしれないが、ヴァジュラパーニが釈尊の侍者を務めたと解釈できる記事が『根本有部律業事』(大正24 p.039下)に存する⁽¹⁾。伝説的な記述であり、釈尊がローヒタカ(Rohitaka)城から、阿難を連れて行くことができないのでかわりにヴァジュラパーニ(金剛手薬叉)を連れて北天竺に赴き、アパララ(Apalāla)龍王をはじめとする七万七千の諸有情を調伏して再びローヒタカ城に戻るというものである。阿難のかわりに選ばれたとする文脈からすれば、釈尊の侍者を務めたことが意図されていると考えられる。

なおこの記事は阿難のかわりとされることから阿難がすでに侍者であった時のことと解釈され、さらにこれは釈尊の涅槃が近い時のこととされることから、ここには雨安居地伝承の成道後初期との関連はない。

(1) Étienne Lamotte, *Le Traité de la Grande Vertu de Sagesse de Nāgārjuna (Mahāprajñā-pāramitāsāstra)*, Tome V, Louvain-la-Neuve, 1980, p.2236 の注4参照。

【4】まとめ

[0] 以上、阿難以前の侍者伝承が原始仏教聖典に根拠を有するか否か、そして阿難以前の侍者たちが釈尊とともに登場する地と雨安居地伝承が釈尊成道後初期に挙げる雨安居地との間に関連があるか否かということについて、阿難以前の侍者のひとりひとりに焦点を当てて調査してきたが、以下ではこれをまとめて検討してみたい。

[1] まず侍者伝承において阿難以前の侍者とされる比丘が、原始仏教聖典に侍者として登場するか否かについては、それが確実に阿難以前の侍者としてであるかという問題と、南伝・北伝両方の聖典に対応する記事があるかという問題を無視すれば、明確には同定しがたいチュンダ沙彌以外は、すべて原始仏教聖典にその登場が確認される。

しかしながら厳密を期せば、その侍者と同時に阿難が登場しているケース、あるいは南伝・北伝の一方にしか見出されないケースなどについても検討しなければならない。これを以下に雨安居地伝承に絡めて検討する。

[2] 阿難以前の侍者の原始仏教聖典における登場に関して、雨安居地伝承との関係についてまとめれば以下ようになる。

[2-1] ナーガサマーラあるいはナーガパーラの登場する地では、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』が両者ともに第5年とするヴェーサーリーと、第6年とするマンクラ山が雨安居地伝承に挙がる地である。

しかしナーガサマーラのヴェーサーリーにおける登場は、釈尊が80歳の時とされる記述

においてであるから、雨安居地伝承が第5年にヴェーサーリーを置くことと関連させることは控えるべきであろう。

ナーガパーラの登場するマンクラ山は、明らかに雨安居地伝承と関連するものと考えられる。しかしながらナーガパーラが釈尊の侍者として明記され、しかもその時の釈尊の所在をマンクラ山にするのは、『雑阿含』、『別訳雑阿含』、『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』のみであって、パーリ聖典に対応記事はない。そればかりかパーリ聖典にはマンクラ山は一切言及されない。

[2-2] スナッカッタは、アッタカターと『僧伽羅刹所集経』がともに第5年とするヴェーサーリーに関連が見出される。スナッカッタが明確に釈尊の侍者として登場するのは *DN. 024 Pātika-s.* と『長阿含』015「阿菴夷経」において言及されるブム、冥寧といった詳細が不明な地であるが、同資料でスナッカッタのヴェーサーリーにおける活動が語られ、またスナッカッタに言及する他の資料も釈尊の所在をヴェーサーリーとするからである。

[2-3] チュンダ沙彌については、原始仏教聖典においてチュンダ沙彌なる人物が釈尊の侍者として登場する記事を明確には見出すことができない。したがって雨安居地伝承との関連も論じることができない。

[2-4] サーガタと雨安居地伝承との関連は、複数の地名について指摘できる。第1はアッタカターと『僧伽羅刹所集経』がともに第9年とするコーサンビー、第2は『僧伽羅刹所集経』が第10年とする「枝提」（＝チエーティ）、第3は『僧伽羅刹所集経』が第2年から第4年とする霊鷲頂山、第4はアッタカターが第8年とするスンスマーラギラである。

第1のコーサンビーと第2のチエーティは、「飲酒戒」の制定因縁譚において釈尊が行き来される地である。これを記す文献の中にはサーガタを侍者とするものとしなないものがあり、また阿難が登場するものとしなないものがあるが、サーガタが明確に侍者として登場しかつ阿難が登場しないものが皆無であることに問題はある。しかしこの場合の阿難は物語の中心部分に登場せず、制戒の場面で形式的に登場するのみであり、またサーガタを侍者であると明記しない資料が必ずしもサーガタが侍者であることを否定するものでもないから、これらの点を見れば、釈尊がサーガタとともにコーサンビー・チエーティ間を行き来することと雨安居地伝承との間に関連を見出すことができる。

第3の霊鷲頂山は、南伝・北伝に共通するソーナ・コーリヴィサの記事においてサーガタが侍者として登場し、しかも阿難は登場しない地であるため、阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承との関連を示す有力な証拠たり得る。ただし霊鷲頂山が第2年から第4年という3回にもわたる雨安居の地とされる根拠になるわけではない。

第4のスンスマーラギラは、同じ「飲酒戒」の制定因縁において、『根本有部律』がコーサンビーやチエーティの代わりに言及する地である。ここではサーガタは侍者とはされず、しかも阿難が登場するが、『根本有部律』はサーガタの出身をスンスマーラギラとしていることから、雨安居地伝承がサーガタとの関連でスンスマーラギラを雨安居地に挙げていると考えることは的外れではないであろう。しかしスンスマーラギラは『僧伽羅刹所集経』には明示されないことと⁽¹⁾、原始仏教聖典中に見出されるスンスマーラギラにおける釈尊の雨安居記事はアヌルッダに関わるものであって⁽²⁾ サーガタとは無関係であることを付言する。

(1) 本論【3】 - [4-4] の注 (2)

(2) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】p.126

[2-5] ラーダと雨安居地伝承との関連は、アッタカタールと『僧伽羅刹所集経』の両方が第6年とするマンクラ山に見出される。ただしラーダを侍者とするのは『雑阿含』のみであって、パーリ聖典はラーダを侍者とはせず、釈尊の所在を舎衛城とする。聖典において一度も侍者とされないラーダがAN.-A. (ビルマ版) の侍者伝承に挙がり、また前述したようにパーリ聖典中に一度も言及されないマンクラ山が、アッタカタールの雨安居地伝承に挙がることは留意すべきである。

またマンクラ山がナーガパーラとも関係があり得ることはすでに述べた。

[2-6] メーギヤはアッタカタールが第13年と第18年とし、『僧伽羅刹所集経』が第19年と第21年とするチャーリヤ山と同一視されるチャーリカー山 (柘梨山) において釈尊とともに登場する。これを記述する資料AN.、Udāna、『中阿含』はメーギヤを侍者として登場させ、かつ阿難は登場しない。そのうえ南伝・北伝両方の雨安居地伝承がチャーリヤ山を挙げるため、阿難以前の侍者が雨安居地伝承に関連を有することをもっとも明確に示すものである。ただし『中阿含』で釈尊の所在が摩竭陀國・闍闍村・莽棕林窟とされ、チャーリカー山に当る語を欠いており、しかもこれがメーギヤの事績を語る北伝系の唯一の聖典記事であるため、北伝についてはメーギヤとチャーリカー山を結びつける決定的な証拠を欠いている。またメーギヤについては、侍者でありながら釈尊に逆らうというこの唯一の事績が伝わるのみであるから、なぜチャーリカー山が年を隔てた2回の雨安居地として挙げられるのか、またその年度が何故にアッタカタールと『僧伽羅刹所集経』とで相違しているのかは不明とせざるをえない。

[2-7] ナーギタが侍者として登場するのはヴェーサーリーにおいてである。前述したようにヴェーサーリーはアッタカタール、『僧伽羅刹所集経』がともに第5年に置く。ただしナーギタを侍者とするのはパーリ聖典のみであり、北伝は同様の記事を伝えていても侍者とすることはない。それゆえか北伝では侍者伝承にもナーギタは挙げられない。阿難以前の侍者と雨安居地伝承の関連は、ナーガサマーラや、サーガタ、ラーダの例では北伝の伝承においてより明確に示し得るのに対し、ナーギタに関しては南伝においてのみその関連が見られる。

[2-8] ウパヴァーナは阿難とともに登場することが多く、また単独に登場する場合に関しても雨安居地伝承との関連は見出されない。

[2-9] ボーディはSN.-A.のみが挙げる侍者であり、原始仏教聖典において同定できる人物を見出すことは難しい。したがって雨安居地伝承との関連を論じることはできない。

[2-10] 『毘尼母経』の挙げる迦葉はウルヴェーラ・カッサパを指すと考えられる。この迦葉が侍者として登場するのは、釈尊がはじめてピンビサーラ王と会う場面であって、もしこれを雨安居地伝承と結びつけるなら、アッタカタールの第2年から第4年の王舎城・竹林園と『僧伽羅刹所集経』の第2年から第4年の靈鷲頂山である。

[2-11] 侍者ウダーイが登場する場面はナーランダールであり、この地は雨安居地伝承に挙がらないので関係はない。

[2-12] ヴァジュラパーニが侍者を務めたと解釈できる場面は、釈尊の晩年のこととされる記事であるから成道後初期ではなく、さらに釈尊がヴァジュラパーニを連れて訪れる先の

地名にも雨安居地伝承と関係のあるものが見られない。

[3] 上記のように、阿難以前の侍者伝承、原始仏教聖典におけるこれら侍者の事績、そして雨安居地伝承というこれら三者の関連を調査してみると、その関連性は区々である。阿難以前の侍者をともなう釈尊の所在と雨安居地伝承中の地名の関連性は、侍者伝承や雨安居地伝承が南伝・北伝で差異がある上に、原始仏教聖典の記事そのものが南伝と北伝の統一を欠く場合も多くあって、どれがどれと関連があり、どれを根拠にしてどの伝承が成立したということを解明することは困難である。

しかし注目すべき点として以下のことが挙げられる。

[3-1] まずは雨安居地伝承に挙がる地でありながら、そこにおける釈尊の雨安居記事が見出されないかわりに、阿難以前の侍者の登場が確認できるケースがあるということである。

チャーリカー山については南伝・北伝両方の雨安居地伝承に挙がりながら、チャーリカー山における釈尊の雨安居記事が原始仏教聖典には見出されないため、メーギヤのチャーリカー（チャーリヤ）山における事績は、雨安居地伝承が、原始仏教聖典の釈尊の雨安居記事とではなく、阿難以前の侍者の登場する記事と関連することを有力に示す材料である。

またサーガタがコーサンビーとチューティに登場する事績も、一部阿難が登場する資料を含むが、チューティについて『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承に挙がるものの、原始仏教聖典に釈尊の雨安居記事が見出せないため、これも阿難以前の侍者と雨安居地伝承の間に関係があることを示す資料ということができる。

[3-2] 次に、南伝の聖典は南伝のアッタカターと、北伝の聖典は北伝の伝承と調和するものと予想されるが、そうならずに関係がねじれているケースが見出されることである。

ナーガサマーラ（ナーガパーラ）とラーダがマンクラ山に登場することは、北伝の原始仏教聖典にのみ確認されて、パーリ聖典にはマンクラ山が一切言及されないことから、アッタカターの雨安居地伝承にマンクラ山が挙がることを阿難以前の侍者の登場によって説明するならば、北伝の原始仏教聖典の記事に拠らねばならない。またラーダはパーリ聖典中では一度も侍者として示されないにもかかわらず、AN.-A.（ビルマ版）の侍者伝承に挙がっていることは侍者伝承と聖典間のねじれを示す。

また『根本有部律』においてのみサーガタとスンスマーラギラが関連づけられていることも、サーガタによって南伝の雨安居地伝承にスンスマーラギラが挙がることを説明するならば、やはりアッタカターの雨安居地伝承に北伝の影響があるということになる。

しかし逆の関係もあり、ナーギタの登場によってヴェーサーリーが雨安居地伝承に挙がる根拠を見出そうとする場合、ナーギタはパーリ聖典にのみ侍者として登場するから、『僧伽羅刹所集経』の雨安居地伝承にヴェーサーリーが挙がる根拠をパーリ聖典に拠らねばならないことになる。しかしヴェーサーリーが雨安居地伝承に挙がる根拠は他の侍者に求めることができるため、この可能性は考慮せずともよいであろう。またナーギタは北伝の侍者伝承には挙がらない。

以上のことは南伝のアッタカター伝承に北伝の伝承が影響している可能性を示すと見なし得る。逆の関係を示す有力な証拠はない。なおマンクラ山も、原始仏教聖典に釈尊の雨安居記事を見出せない地であるため、阿難以前の侍者と雨安居地伝承との間に関連があることを

証明する有力な材料であることを付け加える。

[3-3] なお王舎城やヴェーサーリーのように、釈尊の雨安居記事が聖典中に見出されるゆえに雨安居地伝承に挙がる根拠をあえて阿難以前の侍者にもとめる必要のない地についても、阿難以前の侍者の登場が、雨安居地伝承において成道後初期におかれる理由と見なし得る。これにはスナッカッタの言及がヴェーサーリーに集中していること、ソーナ・コーリヴィサの因縁譚におけるサーガタの王舎城における登場、もう一つは侍者として『毘尼母經』にのみ挙がる迦葉を挙げることができる。

[3-4] 以上の検討によって、雨安居地伝承の根拠の一つとして阿難以前の侍者が関係していると結論を下すことは可能であろう。逆に言えば、われわれが当初予想していた、原始仏教聖典中に記される「その時、釈尊は某処で大比丘衆とともに雨安居を過ごされていた」といった形で表現される釈尊の雨安居記事がこの雨安居地伝承の根拠になっているという可能性が少ないことが確認されたということである。

[3-5] また雨安居地伝承は単に雨安居地のみではなく、雨安居の年次の情報をも含んでいる。侍者伝承において侍者の名が列挙される順番と雨安居地伝承の年次の情報の間には、何らかの関連がある可能性も予想されるが、侍者伝承において侍者の挙がる順番に統一が見られず、明確な判断を下すことは困難である。

[4] アッタカターと『僧伽羅刹所集經』の雨安居地伝承は先に掲げた通りであるが、以上によってその伝承の由来が解明されたものとする、残る地名は以下のものとなる。ただし成道第1年のバーラーナシーと最後の竹林村は除外する。

	アッタカター	『僧伽羅刹所集經』
第7年	三十三天	三十三天
第10年	パーリレツヤカ	
第11年	ナーラー婆羅門村	鬼神界
第12年	ヴェーランジャー	摩伽陀閑居処
第13年		鬼神界
第14年	祇園精舎	祇園精舎
第15年	カピラヴァットゥ	迦維羅衛国
第16年	アーラヴィー	迦維羅衛国
第17年	王舎城	羅閱城
第18年		羅閱城
第19年	王舎城	
第20年	王舎城	羅閱城
第21年	以下常に舎衛城	
第22年		鬼神界
第23年		鬼神界
第24年		鬼神界
第25年		鬼神界
第26年		以下舎衛国

上記のうち『僧伽羅刹所集経』の挙げる「鬼神界」はスンスマーラギラとの同一地である可能性もあるが明確ではなく、より詳細な検討は断念せざるをえない。

また三十三天で雨安居されたという伝承は、現在においては広く知られるようになっているが、パーリ聖典には見出されず、南伝ではアッタカターになってようやく現れる特異な伝承である。釈尊伝を考える上で際立った伝承でもあり、これが成道後初期の舎衛城以前に置かれる根拠など、別個に検討しなければならない問題が残っている。

また祇園精舎が第14年に挙げられるのは、おそらくこれが舎衛城への仏教布教の初めの年に相当する⁽¹⁾。なぜこれが第14年とされるのかということについては、別途に考察しなければならない。

- (1) 森章司「コーサラ国波斯匿王と仏教——その仏教帰信年を中心に——」（『印度哲学仏教学』第21号 北海道印度哲学仏教学会 平成18年10月）参照。

その他のアッタカターが伝える雨安居地で今回の作業によって確認されなかった地名は、パーリレツヤカ、ナーラー婆羅門村、ヴェーランジャー、カピラヴァットゥ、アーラヴィー、王舎城である。このうちカピラヴァットゥや王舎城、あるいはパーリレツヤカとヴェーランジャーについては、その年次は問題であるが、すでに「モノグラフ」第6号【論文5】で紹介したように、やはり原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事が根拠になるものと考えられる。

残るは、雨安居地伝承に挙げられながら、原始仏教聖典に釈尊の雨安居記事がないナーラー婆羅門村とアーラヴィーである。これについては別途考察してみたい。